

令和2年4月臨時会

農水經濟委員會

予算決算委員會（農水經濟分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(臨時会 4月30日)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	

(産業労働部)

分科会

産業労働部長予算及び報告議案説明	2
産業政策課長補足説明	4
企業振興課企画監補足説明	4
経営支援課長補足説明	5
若者定着課長補足説明	6
雇用労働政策課長補足説明	6
予算及び報告議案に対する質疑	8
予算及び報告議案に対する討論	29

(水産部)

分科会

水産部長予算議案説明	29
水産加工流通課長補足説明	30
漁港漁場課長補足説明	31
予算議案に対する質疑	32
予算議案に対する討論	37

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明	38
農産園芸課長補足説明	39
農産加工流通課長補足説明	39
畜産課長補足説明	40
予算議案に対する質疑	40
予算議案に対する討論	46

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(水産部)
- ・分科会関係議案説明資料(農林部)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年4月30日

自 午前11時 0分
至 午後 4時14分
於 委員会室 4

雇用労働政策課長 井内 真人 君
雇用労働政策課企画監 末續 友基 君
(産業人材対策担当)

水産部長 斎藤 晃 君
水産部次長 西 貴史 君
水産部次長 川口 和宏 君
水産部参事監 内田 智 君
漁政課長 小田口裕之 君
水産加工流通課長 吉田 誠 君
水産加工流通課企画監 齋藤周二朗 君
漁港漁場課長 橋本 康史 君

2、出席委員の氏名

分科会長 近藤 智昭 君
副会長 中村 一三 君
委員 八江 利春 君
" 坂本 智徳 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 浅田ますみ 君
" 西川 克己 君
" 坂本 浩 君
" 饗庭 敦子 君
" 山下 博史 君

農林部長 綾香 直芳 君
農林部次長 吉田 弘毅 君
農林部次長 渋谷 隆秀 君
農政課長 小畑 英二 君
農産園芸課長 川口 健二 君
農産加工流通課長 長門 潤 君
畜産課長 山形 雅宏 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君
産業労働部政策監 貞方 学 君
(産業人材育成・県内定着
促進・働き方改革担当)
産業労働部次長 村田 誠 君
産業政策課長 松尾 義行 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
企業振興課企画監 佐倉 隆朗 君
(企業誘致推進担当)
経営支援課長 吉田 憲司 君
若者定着課長 宮本浩次郎 君

6、審査事件の件名

第95号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

報告第2号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前11時 0分 開会

【近藤分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、浅田定員、坂本浩委員のご二人をお願いいたします。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。臨時会は、地方自治法第102条第3項、4項及び第5項に規定されており、原則としてあらかじめ告示された付議事件に限り招集することとされておりまして。

よって、分科会の質疑についても、付託を受けた議案の関係部分についてのみ行うこととしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の分科会における理事者の出席範囲についてですが、付託議案に直接関係するものに限定することとし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。審査は、分科会審査のみとし、部長の議案説明に続き、議案に対する質疑を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

【近藤分科会長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算及び予算にかかる報告議案の説明を求めます。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第2号知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

産業政策課でございます。

（中小企業振興費について）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業等の協力要請の対象となる事業者に対して支給する協力金に要する経費として、長崎県休業等協力支援事業費26億6,390万6,000円の増

等を計上いたしております。

続きまして、企業振興課でございます。

（工鉱業振興費について）

IT系の高度人材の確保を促進するため、誘致企業におけるWeb等を活用した情報発信やPR等の取組を強化する経費として、企業誘致推進費3,091万円の増を計上いたしております。

続きまして、経営支援課でございます。

（商業振興費について）

卸売や小売業等を営む中小企業者による事業継続や再起に向けた取組への幅広い支援の推進に要する経費等として、サービス産業活性化事業費2億1,354万8,000円の増等を計上いたしております。

（中小企業金融対策費について）

中小企業の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費102億6,000万円の増（融資枠300億円）等を計上いたしております。

3ページ、若者定着課でございます。

（雇用安定対策費について）

企業と学生がオンラインで企業説明会や面談等を実施する仕組みの構築等に要する経費として、学生と企業の交流強化事業費1,256万5,000円の増を計上いたしております。

続きまして、雇用労働政策課でございます。

（労働福祉費について）

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた失業者等に対する雇用機会の創出等に要する経費として、雇用環境改善対策費5億5,995万4,000円の増を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」につい

ては、令和2年度中における総額400億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給をしようとするものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

これは、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年3月27日付けで専決処分させていただいたもので、報告第2号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

経営支援課でございます。

（中小企業金融対策費について）

中小企業の経営基盤の安定等に必要な資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費30億7,800万円の増（融資枠100億円）等を計上いたしております。

5ページをお開きください。

雇用労働政策課でございます。

（雇用安定対策費について）

「雇用調整助成金」を活用して、従業員を休業させる中小企業に対し、休業手当の一部助成に要する経費として、緊急雇用維持対策事業費2億3,486万9,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし

ます。

【近藤分科会長】次に、産業政策課長より、補足説明を求めます。

【松尾産業政策課長】私からは、産業政策課関係の事業についてご説明をさせていただきます。

資料は、令和2年4月臨時県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料(産業労働部)の1ページをご覧ください。

経営相談体制強化支援事業費として、307万4,000円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出をせず自宅で食事を行うなど、巣ごもり需要が高まっております。そのため、本事業では、飲食店等を経営する事業者がテイクアウトやデリバリー事業への経営転換・経営拡大等を実施するため、フードコーディネーターやICTコンサルタント等の専門家派遣による課題解決のための支援に要する経費を計上しております。

続いて、2ページをお開きください。

長崎県休業協力支援事業費として、26億6,390万6,000円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県が行う休業要請や営業時間の短縮要請にご協力いただける事業者の皆様に対し、「長崎県休業要請協力金（仮称）」を支給するものであります。

休業協力の要請の対象となる事業者としましては、遊興施設や大学、学習塾等約4,000事業者、営業時間の短縮の協力要請の対象となる事業者としましては、食事提供施設約4,500事業者を想定しております。

これらの要請に協力いただいた事業者の皆様は、1事業者当たり30万円を支給するものであります。

併せて、これら協力金を可能な限り早く事業者の皆様にお届けできますよう、支出事務に関する経費を計上しております。

なお、休業協力の要請の対象となります施設の概要につきましては、別紙資料としてお手元に配付しております。

【近藤分科会長】次に、企業振興課企画監より、補足説明を求めます。

【佐倉企業振興課企画監】続きまして、補足説明資料の3ページでございます。

企業誘致につきましては、富士フィルムや京セラのグループ企業などIT系企業の立地が進んでいるところでございます。長崎での事業の立ち上げに当たりまして、業務の中核となる高度人材の確保が必要な状況になっております。

IT人材については、もともと近年、IT人材の不足の状況にあり、特に一定のキャリアを持ったプロジェクトを統括できるような高度な人材の確保が厳しい状況にございます。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業において人材確保活動が困難な状況となっております。

こうしたことから、県としましては、WebサイトやSNSを通じて、動画等により情報発信を行い、IT系誘致企業の高度人材の確保を支援するとともに、本県の企業誘致や誘致企業の認知度の向上を図るというものでございます。

具体的な事業内容としましては、(1)に書いてありますのは、ITエンジニアの登録者の多い転職サイトに本県の企業誘致の特集ページを掲載するというものであり、(2)としましては、SNSの登録情報を活用して、転職やUIターンなどに興味のある人に広告を打つというものでございます。(3)としまして、IT関連ニュースサイトに特集を組むというもので

ございます。（4）につきましては、本県の企業誘致の取組や誘致企業を紹介する動画を制作し、転職支援サイトに掲載するほか、「Nなび」等での掲載を行うというものでございます。

予算額として3,091万円を計上いたしております。全額、産業振興財団への誘致活動の負担金ということでございます。

【近藤分科会長】次に、経営支援課長より、補足説明を求めます。

【吉田経営支援課長】私からは、経営支援課関係の事業6件についてご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。

まず、上段の非接触サービス対応普及支援事業費、予算額1億54万8,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受けている事業者にとりまして、従業員の雇用を守り、事業の継続を図ることが急務となっており、また、収束後の再起を図るために、感染リスクの低減につながる新たな手法やサービスを導入するなど、経営の維持及び転換を図る事業者への支援も重要になっております。

本事業は、コロナウイルスの影響で売上が減少している観光関連事業者等が事業継続や再起を図るために、消費者ニーズの変化を捉えて新たなサービス等を行う取組に要する経費に対し、幅広く支援をしようとするものであります。

補助金の補助率は4分の3以内、上限額は1者当たり50万円以内としております。

続きまして、同じページの下段をご覧ください。

無人キャッシュレス店舗経営支援事業費、予算額3,000万円でございます。

この事業は、衛生的で生産性の高い無人キャッシュレス店舗を運営する取組を促進しようとする

するものであります。

具体的には、商店街の空き店舗や空港・港湾のターミナル等の空きスペースなど店舗スペースを確保し、個人認証やキャッシュレス決済に関する技術を有するIT事業者等と連携して、無人キャッシュレス店舗の運営に取り組む事業者等に対して、設備やシステムの導入経費、経営に関する専門家に支払う謝金等を補助しようとするものであります。

補助率は4分の3以内、上限額は1,000万円以内としております。

次に、5ページをご覧ください。

消費回復ネット通販支援事業費、予算額8,300万円でございます。

大手インターネット通販事業者に県が委託をしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が低迷する小売事業者等が新たにネット通販に取り組む場合等の支援を行おうとするものでございます。

具体的には、新規出店に要する経費、ノウハウ講座の開催に要する経費を県が全額負担するとともに、インターネット上のモール内に本県の特設ページを開設し、割引クーポンを県負担で発行することなどにより、県内事業者の売上増を促進してまいります。

資料6ページをご覧ください。

事業継続緊急サポート事業費、2,152万6,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの中小企業者の売上が低迷し資金繰りに支障を来しているため、円滑な融資の実現に向けた支援が急務となっております。

本事業では、長崎県中小企業診断士協会及び税理士会に委託して、県内中小企業者からの相談に対応する緊急相談窓口を設置し、国や県の

各種支援制度の周知を行うとともに、融資申請書類作成等への支援を行うことで、中小企業者の円滑な資金繰り、事業継続を支援するものであります。

資料7ページをご覧ください。

緊急資金繰り対策貸付費でございます。

中小企業の資金繰り支援のため、信用保証協会の保証制度を活用した貸付制度を設けており、事故や災害など経営環境の変化に対応する資金メニューである緊急資金繰り支援資金については、令和2年度当初予算において、金融機関への預託額として3億4,200万円を計上し、融資枠10億円を確保しておりました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、資金需要が高まる中、融資枠を100億円に拡大するため、金融機関への預託額30億7,800万円について、3月の専決補正を行ったところであります。

今回の補正におきましては、影響の長期化が懸念される中で、さらなる資金需要の拡大に対応するため、預託額102億6,000万円を計上して、融資枠を300億円拡大し、合計で400億円の融資枠を確保しようとするものであります。

続きまして、資料8ページをご覧ください。

金融補完対策費でございます。

先ほどご説明いたしました3月専決での融資枠の拡大に合わせて、中小企業者が信用保証協会の保証を受ける際に支払う保証料を軽減するため、3,968万7,000円を3月専決補正としたところでございます。

また、現在国においては、明日になりますけれども、5月から全国の自治体で自治体の制度融資を通じて、実質無利子化を行うための制度を開始する予定であり、この制度を活用した利子補給に必要となる経費等4億3,507万6,000円

を計上いたしております。

私からの補足説明は、以上でございます。

【近藤分科会長】次に、若者定着課長より、補足説明を求めます。

【宮本若者定着課長】私からは、若者定着関係の事業についてご説明させていただきます。

資料は、9ページでございます。

学生と企業の交流強化学業費として、1,256万5,000円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、企業と学生等の就職に関する活動が制限されている中でございます。

事業内容、(1)のところでございます。オンラインコミュニケーションツール整備事業892万9,000円といたしましては、本庁や各振興局からWeb会議システムを通じて、県内企業がオンラインによる企業説明会、あるいは面談会を実施し、学生はスマートフォン等で視聴できる仕組みを構築しようとするものでございます。

(2)ですが、大手就職支援サイトを活用した情報発信363万6,000円といたしましては、大手就職支援サイトに登録している県外在住の本県出身学生に対し、電子メールやダイレクトメールを活用しながら、県内企業の魅力などの情報提供を行うことをしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、雇用労働政策課長より、補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】私からは、雇用労働政策課関係の3件についてご説明をさせていただきます。

資料の10ページをお開きください。

緊急雇用維持対策事業費、予算額2億3,486万9,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」に本県独自の上乗せ助成等を実施するものでございます。

事業内容でございますが、（1）の長崎県緊急雇用維持助成金経費2億2,906万8,000円が、本県独自の上乗せ助成分であります。

助成率が、資料の中央に表でございますが、一番左にあります国の助成率は、休業の時期でありますとか、事業所全体での解雇の有無などによって変わってまいります。県からの助成により、事業主の負担をより低く、休業手当額の10分の1以下に抑えてまいります。

次に、（2）申請にかかるアドバイザーによる支援経費145万6,000円でございますが、国及び県助成金の申請書類作成などに関する支援を行うアドバイザーとしまして、社会保険労務士の事業所への派遣等を行うものでございます。

最後に、（3）事務費としまして434万5,000円でございます。

続いて、資料の11ページをご覧ください。

テレワーク導入促進事業費、予算額5,028万2,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、テレワークが注目されておりますが、このテレワークは、県内中小企業の働き方改革の促進でありますとか、事業継続性の確保等に大いにつながるものでございます。その導入にかかる経費を支援することにより、県内企業のテレワーク活用を進める契機にしたいと考えております。

2番、事業内容としまして、テレワーク導入助成金5,000万円についてでございますが、国が実施するテレワーク助成金の支給決定を受けた

県内中小企業を対象に、国助成後の事業者負担部分について、県が支援するものでございます。

補助対象経費は、テレワーク用の通信機器の導入経費とともに、就業規則の作成・変更、職員に対する研修、外部専門家によるコンサルティングにかかる費用などがございます。

国の助成率は、テレワークの実施状況により4分の3または2分の1となりますが、県としましては、残りの事業者負担部分4分の1または2分の1について、50万円を上限に支援をするものでございます。

続いて、資料12ページをお開きください。

緊急雇用創出事業費、予算額5億967万2,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、離職を余儀なくされた失業者の方々などに対して、緊急の対策として短期の雇用機会の創出を図ろうとするものでございます。

2番、事業内容でございますが、雇用期間は令和2年度内、雇用創出の総数は250名を見込んでおります。

まず、県が直接雇用する6事業がございまして、保健師や看護師等の技術職や事務職を合わせた非常勤職員120名、臨時増便する特別支援学校のスクールバスに同乗する介助員15名、休業要請協力金の支給事務に10名など、計150名でございます。

また、一番下の間接雇用でございますが、雇用する事業者を支援する間接雇用分としまして、森林作業道の補修などに従事する100名の雇用創出を図ろうとするものでございます。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算にかかる報告議案に

対する質疑を行いたいと思います。

今日中に農林部や水産部、全部をやってしまったなきゃいけないものですが、一応簡潔に、1人20分以内で質疑をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

まず、質問する前に、村田次長、今回の対策で、産業労働部にいながら福祉保健部のほうに行かれて対策されたと。大変お疲れさまでした。また、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。まずは、敬意を表してごあいさつさせていただきたいと思います。

質問する中で、まず大きくお尋ねしたいことがありまして、今回、産業労働部でこういった政策をするに当たっては、各部、例えば農林部とか水産部と協議しながらいろんな施策なりをされているのかされていないのか、それをまずお答えいただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】 各部局との連携でございますけれども、この事業内容を見ておわかりのとおり、私ども産業労働部だけで解決する問題もございますし、あるいは雇用の関係におきまして、他部局も含めた連携が必要な部分もございますので、そういったことから、必要に応じて関係部局と連携を図りながら、この施策、事業を検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 そうであれば、先ほど知事が本会議で、今回は、国の施策を最大限活用しながら地域経済をしっかりと支えていくということがありましたので、この中でいろいろとお尋ねしたいことがあるんですが、細かく質問させていただきたいと思います。

まず、長崎県の休業協力支援事業の中に、対

象業種がいろいろありますね。これは、今、国を参考にしながら、他の自治体を参考にしながらしておりますけれども、休業要請を行う施設、要するに、休業協力支援事業の対象となる施設の種類というのは、他の部局と話した上でされているのか、また、これが流動的になるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

【松尾産業政策課長】 休業要請対象の施設をどのように決めたかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、今、「新型コロナウイルス感染症対策本部」がございまして、その中に、総務部長をリーダーとします「休業要請検討チーム」というのがございます。そちらのほうで、他の都道府県等の例も参考にしながら、業種と申しますか、施設については決定しているところでございます。

【山田(博)委員】 そうすると、例えば水産部においたら遊漁船とか、農業で言ったら、お茶の生産者が直営でやっているお店とか、そういうふうにいるいろいろあるわけね。そこを、やはり農林部とか水産部の関係、今の総務部長は農林部の経験がありますか、水産部の経験がありますか。よくわからない。

そうすると、こういったことを対象に、じゃ、追加をしてくれとなった時に、この中に入っていないからとなると、困るとなるわけですね。そういったところをこれからどうやってカバーしていくかというのは、よく条例とか何かにあります、「知事が認める場合」というところを、今回の予算の要綱に盛り込んで、そういったのをカバーすべきだと思うんですが、これはいかがですか、政策監。

【貞方産業労働部政策監】 委員ご指摘のとおり、県庁の各部局にまたがるような業種も中にはあるかと思えます。

そういったものについては、先ほど産業政策課長からご答弁申し上げたとおり、国の法律と他県の状況を見ながら定めたものでありますが、そういったものでやっていって、いろいろお尋ね等ある中で、なかなか産業労働部では判断がつかないものについては、必要に応じ、他部局等とも連絡調整をしながら対応しているというのが現状でございます。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、そういった他部局から、後からこれも追加してもらいたいといった時に、先日、そちらのほうからもらった施設の中に入っていない分もあるわけですね。そういったところは、後で追加が、認定ができるような要綱、さっき言った、「知事が特段認める場合」とか何かという業種を盛り込まないと対応はできないんじゃないかと思うんですが、それを受け入れるか受け入れないかというのを私は聞いているわけです、政策監。

【貞方産業労働部政策監】 どこに要請をするかということにつきましては、一義的にはコロナ対策本部のほうで決定をしております、私もといたしましては、そういったところで決定されたものについて、給付金の対象となるかどうかの判断を今しているところでございます。

基本的には、様々な状況を勘案しながら、他県の事例等も参照し、おおむねこれだけでよしいのではないかとこのところで業種を定めてありますので、そこから外れるものというのは、基本的にはないものというふうに認識しておりますが、もしそういったものがあるということであれば、その都度検討し、適切に対応してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 間違いありませんね。

いやね、この中に、言いたくないけど、SMクラブとか何かが入っているから。こんなのを

入れておいて、肝心要の長崎県の観光産業を支えている遊漁船とか、お茶の振興でお茶の直売店とかは、観光客が大事だったんです。自粛自粛だから、なかなか売上がなくて、もう開店休業だと、閉めますということになっているわけだよ。

そういった中で、政策監、もうちょっとしっかりとした答弁をしていただかないと、これは大変深刻なんです。だから、そこをもうちょっとしっかりとした答弁をもらいたいと思いますので、もう一度お願いします。

【貞方産業労働部政策監】 どういった業種・施設に休業を要請し、また、どういった業種・施設に休業を要請しないかについては、基本的には、繰り返しになりますけれども、特別措置法の趣旨に沿って判断をしているものでございまして、例えば3密になるような業種か、生活維持に欠かせないものであるか、そういったものについて適宜判断をしてみようと考えておりますので、その上で、各部局に関連するものについては、各部局のご意見も伺いながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ほかに議論せんといかんことがあるから、一旦これで終わりますけれども、ぜひしっかりと、政策監、お願いしたいと思っております。

続きまして、今回、中小企業のサポートということで、予算がいろいろあっていますね。緊急雇用促進事業費ということで上がっておりますが、県の今回の全体的な予算の概要を見ると、医療関係物資の確保とか、介護施設のマスクの購入とかありますけれども、企業振興課長、県内で地元の企業が、縫製工場でマスクをつくっているんです。こういった予算があるのであれば、緊急雇用促進事業の関連として、しっかり

とそういったところを関係部局と連携しながら、防護服も県内の縫製工場ですみますよ。実際、受注して、5月の連休明けから生産に取り組んでいこうというふうに言っておりますから、ここは企業振興課長になるのか、雇用労政課長になるのか、産業政策課長になるのかよくわかりませんが、こういうところでしっかりと取り組んでいただきたいと思いますよ。いかがですか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】今、山田(博)委員からお話ありがとうございましたけれども、長崎県には非常に技術が高い縫製業者が多くいるというのは、私どもも承知しているところでございます。

今回のコロナの流行によって、マスク、防護服、その辺の需要が非常に高まっているということで、そういう技術を生かして対応を促進したいということで、私どものほうにも直接事業者からお話をちょうだいしているところでございます。

国においてもものづくり補助金でありますとか、持続化補助金でありますとか、一定活用できるような予算もあるところでございますが、長崎県として縫製業者の皆様にもご活躍をいただくという視点で、各部において、例えば備蓄であるとか、ある程度ロットが欲しいというふうなお話があると、さらに、県内事業者の皆様もお取り組みがしやすいと思っておりますので、関係部局と連携を取りながら、事業者にもいろいろ事業をやっていただけるような環境をつかってまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】消費回復ネット通販支援事業とありますね、経営支援課長。ここに、大手インターネットモールに県出店者の特設ページを設けるということでもありますけれど、さっきの

縫製工場とか、今、私もいろんなお話をお聞きしますと、陶磁器も大変に消費が落ち込んでいると。波佐見陶器まつりとか、三川内陶器まつり、ああいったのがなくなっているから、そういったところをこの中でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

波佐見とか三川内の陶磁器を見たことはありますね、経営支援課長。そこをこういったところでしっかりと、相当に深刻ですよ。関係する団体とか機関に、そういった話をしてもらいたいと思います。先ほどのマスクとか何かもね。

【宮地企業振興課長】今、山田(博)委員がおっしゃられました陶磁器産業につきましても、非常に深刻な状況にあるということは、私どもも承知しております。

地元の産地の皆様とも意見交換をしておりますので、今回のネットの事業も大いに活用いただいて、その足らざる部分については、私どももいろいろと支援策を講じていきたいと思っております。

【山田(博)委員】私も、これは大変だという声を聞いております。深刻ですよ。ぜひですね。

それと、緊急雇用促進事業の中で、今回、120人の新たな任用職員雇用が生まれるということになっておりますが、雇用労政課長、地域外来検査で120人、これは宿泊業務とか保健所とかありますけれど、この中に職種として事務職というよりも、驚いたことが、臨床検査技師が16人、保健看護師が16人、保健看護師は合わせて24人ですか、ただでさえ逼迫した中に、これを募集して任用ですというのは、ちょっとどうかと。努力をせんといかんというのはわかるんですが、実際、こういうふうな臨時雇用をする時に、例えば全庁的に農林部とか水産部に声をかけてこういうことをやったのかどうかという

のが不思議でならないんだよ。しているのかしてないのか、そこだけお答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】こちらの緊急雇用創出事業費についてでございますが、この事業を構築するに当たりまして、当然、産業労働部だけではなくて、全庁的にこういう雇用の受け皿確保ということで事業を検討する中でお声かけをして、その中で構築したのが、12ページに書いておりますこれらの事業となった次第でございます。

【山田(博)委員】確認ですけど、各部に話しして、そうしたら、例えば県の関係する団体とかなんか声をかけても、地域外来検査とか、宿泊業務委託とか、福祉事務所とか、合わせて120人しか集まらなかったと理解していいんですか。

私は、後で水産部とか農林部の審査があるから、確認したいと思うんですけども、間違いありませんね。私は、水産部と農林部でも関係団体があって、もっとあるんじゃないかと思ったら、出てこないから。これは間違いはないんですね。お答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】繰り返しになりますが、事業構築に当たりましては、全部局にお声かけをして構築をしたところでございます。

【山田(博)委員】時間が限られて、一旦20分でしてもらいたいということでありますので、私のほうからもう一つ、今回の事業推進に当たっては、私もいろんな人のお話を聞いていると、人の交流が少なくなると、これだけ経済が落ち込んで、明日の生活はどうなるんだろうかという心配の声があって、その中で、今回、私も含め、いかに消費拡大をするかと。その中で、県内産品を消費拡大する中で、今の飲食店とか観光産業関係の人たちは大変だと、明日の生活が厳しいという中で、今現時点で、勤務体制が大

変厳しい県の職員もいらっしゃいますけれども、ぜひ県産の消費拡大にしっかりと取り組んでいただきたい。

具体的に言うと、ハウステンボスが経営が厳しい時に、割引券を県の職員でいっぱい買おうとキャンペーンをしたんだ。そこで、ここは、産業労働部長、県の職員で、改めて県産品の消費拡大を認識して取り組もうじゃないかということで、頑張ろう長崎県、頑張ろう農業、頑張ろう漁業、頑張ろう波佐見陶磁器・三川内陶磁器、そういったことで声をかけるようなキャンペーンを、廣田部長も地方局長を経験しているから、そういったところをぜひやっていただきたいと思うんですよ。

ハウステンボスにあれだけやって、なんで今しないんだという声が出ているんだよ。それで、部長の前向きな見解を聞かせていただきたいと思えます。

【廣田産業労働部長】県内の各事業者が大変ご苦労されているのは、承知いたしております。

そういうことから、県産品の消費拡大というものは必要かと考えておりますので、今現在やれることの中では、なかなか飲食店に行って食事をするとかというのは厳しい状況がございます。そういうことから、ネットを活用した販路拡大等をやっているところでございます。

そして、この終息後につきましては、利用促進することの検討を各部局がそれぞれやっておりますので、そういった事業を推進する中では、当然私ども県職員が率先して対応すべきだということで考えておりますので、委員のご指摘を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】それで、廣田産業労働部長、そういった趣旨を踏まえた上で、中村知事を筆

頭にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますのであります。

今、生活が大変厳しい中でそれを支えていただく上で、そういったキャンペーンなり支援にぜひ取り組んでいただくような体制なり仕組みをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が来ているので、一旦終わりたいと思います。

【山下委員】手短かに質問させていただきます。

産業労働部におかれましては、全力でコロナ対策に当たっていただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

私から1点だけ、中小企業・零細企業が、今、大変苦しんでおります。先ほど山田(博)委員からもありましたとおり、ウイルス対策をすればするほど経済の足が止まってしまうとうことです。大変厳しい状況が続いているわけでありませう。

特に中小企業は、零細企業も含めて、体力が非常にないというところが多うございます。国のほうも、今回、大型補正予算、県のほうもこうやって補正予算を組んでいただき、市町も独自の対策を組んでいただいております。

もちろん融資の優遇の制度、そして、給付金もありますし、中小企業が使っていただくメニューもたくさん用意をされておりますが、この反面、相談窓口が大変厳しい状況になっております。

補足説明資料の6ページに、サポート事業費ということで、こういうふうに予算も組んでいただいて、窓口を拡大することで、いろんな方の相談を拾っていただいて、本当に必要な資金が本当に困ったところに行き渡るような事業を組んでいただいていると思っております。

私のほうにもご意見として、2~3カ月後に手元に来て遅いんだと、もっと早く手元に来て、それを運転資金として使わせていただきたいと思いますという声がたくさん来ております。ぜひともスピーディーに手元に行くようなところでお願いをしたいわけではありますが、ご見解をお尋ねしたいと思います。どなたでも結構です。

【吉田経営支援課長】今、委員からご指摘がありました融資の実行までに時間がかかっているというのは、主に、皆さんがおっしゃっているのは、政府系金融機関が実質無利子化ということ打ち出された結果、そちらのほうに融資申し込みが集中して窓口が非常に混んでいると。今申し込んでも2カ月後になるとか、そういうふうな方がいらっしゃるということでお聞きをしております。

先ほど私の説明の中に、詳しくは説明できなかったんですけども、国の方では民間金融機関におきまして、実質無利子化をやっているということで、明日からその制度を適用するというので、今動かしております。県もそれに備えて対応する仕組みを、今構築しておりますので、明日以降、民間金融機関でも実質無利子の資金の融資が受けられるようになるということで、申し込みが分散すると、結果的に早くなるというふうなところもあるかと思っております。

併せまして、先ほどの6ページの事業で、既に国においては、いろんな申請書類の簡素化、簡略化というものも進んでおりますけれども、その書き方を支援するというふうなところも、体制を組むことによって、円滑な実際の融資であるとか、給付につながっていくものと考えております。

【山下委員】最後になりますけれども、商工会議所や商工会が、今頑張って窓口業務をやって

くださいっています。そういうところと連携を取っていただきながら、県としても、さらにスピード化を目指して頑張っていたきたいという思いであります。

部長、最後にご見解をお尋ねします。

【廣田産業労働部長】県内の事業者の方が、やはり大変経営が厳しい中で資金繰り、あるいは雇用の問題、大きな課題を抱えておられます。

そういうことから、私ども県、そして市町、商工団体等を含めて、現在も相談窓口というのを設けておりますけれども、今回、計上させていただいております事業継続緊急サポート事業におきまして、中小企業診断士協会との連携、それと税理士協会との連携をやりようと思っております。それと、雇用調整助成金の関係におきましては、社労士会と連携をやりようと思っております。

そういった関係団体の支援を受けながら、県内各地に相談窓口なり、巡回による相談体制を考えていきたいと思っておりますので、そういったものにつきましては、引き続き市町、あるいは業界団体と連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。

【近藤分科会長】ほかございませんか。

【饗庭委員】日々の新型コロナウイルスの対策、大変お疲れさまです。2~3点、質問をさせていただきますと思います。

休業協力支援事業費なんですけれども、発表後から、翌日から5月6日までというところでは、いつから休んだら大丈夫なのかという問い合わせをたくさんいただいております。報道で、その辺はその都度対応するというお話ではございましたけれども、なかなかやはり、ここからでも大丈夫なのかどうなのかという声をいただくので、何日間だといいいのかというのが伝えられ

たら安心されるかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

【松尾産業政策課長】私どももこの発表以来、相当な数の相談を受けております。

確かに、いつから休めばいいのかといったようなご相談もかなり受けておりますけれども、基本的には25日から6日まで全て休んでいただけるということが一番望ましいわけでございますけれども、これを要請しましたのが24日でございますので、1日ではなかなか休めない。予約が入っていると、そういったこともございまして、そこら辺は会見等でも「柔軟に」ということは申しております。

ただ、これを、いつからいつまでということをはなかなかはっきり言えないのが、そこだけではないのかという話になってしまいますので、そのあたりは、各事業者からもいろいろご意見を個別にいただいておりますので、極端に、1日~2日でいいかと言われると、ちょっと困るところはありますけれども、そうしたところは少し柔軟に、申請がありましたら、審査の段階では、こちらとしても事情を勘案しながら、柔軟に対応していきたいと思っております。

ただ、はっきり何日ということは、この場では申し上げられません。申し訳ございません。

【饗庭委員】私も聞かれた場合は、なるべく早めにお休みいただければとは言っているんですけども、やはり事業所としてはなかなか難しいところかと思えます。

もう一点、先ほど入ってない施設をどうするかというので、その都度検討するというお話でございましたけれども、そういう事業所の拡大がいつまでだったらいいのか、いつまでだったらいいのかというのは、ちょっと表現がおかしいんですけども、例えば理美容の方が、やは

り3密になってくるんじゃないかということで、休まないといけないんじゃないと言われるけれども、休業要請はかかってないから、休んでもその分は出ないから、どうしようかというようなお話が結構あるんですね。小さい理美容さんも多くございますので、そのあたりから、いろんなことで柔軟に取り組んでいただくことは非常にいいことだと思うんですけど、いつまで取り組んでいただけるのかなというところが、何て言うんですかね、要望があれば拡大しようということ、拡大してもらったほうがいいと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

【松尾産業政策課長】これにつきましてたくさんのご意見はちょうだいしておりますけれども、正直申しまして、25日から5月6日という中で、今後もずっと追加していくと、いつからという先ほどの話もございますので、今、一度最初の表から修正はされて最新版になって、先ほどありましたように、県内にはないような施設を外したりとか、そういった作業も一部行ってはいるところですが、今回の6日までの期間の中ということでは、今のところは、あまり追加といえますか、そこをどんどん広げていくと、先ほど政策監も申しましたけれど、私どもとしては、あくまでも3密にならないような施設という基準で選んでいっておりますので、その中で、これもということは、確かに相談の中でもたくさんございますけれども、今のところは、今の種別でいかせていただいて、今後のことについては、先ほどございましたけれども、農林とか水産も含めて考えていかないといけないと思うんですけども、今日時点でまた、かなり追加するとかということになると、先ほどと同じく、休みは、じゃいつから、明日からで

もいいのかというような話になってまいりますので、今のところは追加の予定はございません。

【饗庭委員】 はい、了解しました。

次に、雇用調整助成金のところで、国が認めたものに上乗せをする内容だというふうに思うんですけども、それに当たっては、労働局、ハローワークとの連携がどのようになっているのか、お伺いします。

【井内雇用労働政策課長】 資料の10ページの緊急雇用維持対策事業費につきまして、これは国の雇用調整助成金の上乗せでございますが、国との連携ということで、長崎労働局とは、私どもにお寄せいただく事業者の皆様の見解とか、そういうところの共有から始まりまして、相談体制も連携をしてやっていこうと思います。

例えば、申請にかかるアドバイザーを委嘱しております。これは県が独自で委嘱しているんですが、その申請のアドバイスについては、県の上乗せ分だけではなくて、その大元になる国の雇用調整助成金の書類の作成について、それも含めて、県が委嘱するアドバイザーで行うと。

あと、先ほど部長のほうからありましたが、巡回相談等を県内各地で実施するというのも、今後検討しております。それを実施する中で、先ほどの商工団体に加えてハローワークとか、そういう国の機関も含めて連携してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 その中でアドバイザーというのは、今から派遣をされるんだと思うんですけども、今の時点で、もう申し込み用紙が出ていたかと思うんですけども、どれくらい申し込みがあるのか、教えてください。

【井内雇用労働政策課長】 こちらは、アドバイザーは社会保険労務士なんですが、既に募集を始めておりまして、4月27日時点になりますが、

181件のお申し込みをいただいているところ
でございます。

【饗庭委員】 181件、今あるということですが
れども、社会保険労務士は、県で派遣できるの
は何人かというのを教えてください。

【井内雇用労働政策課長】こちらアドバイザー、
当初は4名でスタートしたんですが、先週にな
りますが、倍の8名に増やしているところ
でございます。

ただ、この8名では、まだ十分でない点も
ございますので、現在、長崎県の社会保険労務
士協会にさらなる増員ができないかという要請、
難しい面もあるかと思うんですが、そういう
お話もしているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ増員してもらって、早めに事
業所に行けたらと思います。

その点でもう一点だけ、すみません。労働局
も3密を防ぐために、テレワークも含めてお休
みの方というか、在宅でされる方がいろいろ
らっしゃって、相談窓口が非常に混み合う、そ
こだけ混み合うということなので、この不要不
急だからこそ、労働局の方々には、3密はもち
ろん避けてもらいながら、出てもらう必要があ
るんじゃないかと思うんですが、そこを
県として要望できないのか、お伺いします。

【井内雇用労働政策課長】委員言われますよう
に、長崎労働局においてもテレワークの導入と
いうことで対応されております。

ただ、雇用調整助成金につきましては、窓口、
あとお問い合わせも殺到している中で、労働局
全体としてはテレワークを導入しているんです
けれども、こちらにかかる分については、労働
局のほうもできるだけ出て、あるいは、今後、
体制の拡充も図りながら対応していくとい
うことをお伺いしております。

【饗庭委員】最後に、もう一点だけ。若者定着
のところ、今、9月入学にするかどうかとい
う問題が出ているかというふうに思うんです
けれども、そうした場合には、補正予算の組替え
みたいなものがあるのか、今のところまだわ
からない状態なのでなかなか難しいかと思
うんですが、9月入学の場合と、このま
まいく場合と分けて考えていかないと
いけないのかなというふうに思う
んですけれども、そのあたりは
いかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】9月入学の報道が昨日と
かされているのは承知しておりますが、今、私
どもがこの補正予算で考えているのは、9月
の切り替えとかというのは全然考えてない
状態で補正予算のほうを、今回、ご審査を
お願いしている状態でございます。

委員ご指摘の9月につきましては、私ども
も国の動きとかそこら辺を注視してまいり
たいと考えているところ
でございます。

【饗庭委員】だから、9月入学の場合どう
するのか、このままだとどうするの
かを考えていただければ
と思います。

就活をする学生さんがすごく不安や心配を
抱えておられると思いますので、そうい
うところも含めて、今後また、若者定着に
取り組んでいただければ
と思います。

以上で終わります。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1
時30分から分科会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 1時30分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、産業労働部関係の審査を行うことといたします。

何かご質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】 お疲れさまです。私のほうから3点質問させていただきます。休業協力支援事業の分と緊急雇用創出事業、それから雇用調整助成金についてお尋ねいたします。

午前中には質疑がありました休業協力支援事業なんですけれども、要は、私のほうにも要請する施設とそうではない施設の線引きのところについては、かなりいろんな方からご意見もいただいているんですけれども、午前中の議論とダブらないような形で2点ほど質問させていただきます。

まず、県が出した資料で、主な変更点ということで4月28日付けで更新をされた、休業要請を行う施設とそうではない施設という一覧表がありますけれども、この中に音楽、それから演劇とか映画とか、そういったところを企画運営する、いわば文化芸術関係に携わる会社とか個人とか、そういう事業がありません。恐らくこれは施設ということで入っていないんじゃないかと思えますけれども、私が調べたところでは、他県ではイベント企画会社みたいな形で入っているところがあります。ただ、これは対象外というふうになっているんですけれども、それで、そういう事業なんですけれども、ここは、いわゆる対象となる施設ですね、ライブハウスですとか、あるいはいろんなホールだとか、そういう施設は全部対象になっていると思うんですけれども、実質的には、そういうイベント等を行

う会社とか個人とかというのは、休業の対象となっている施設と表裏一体ですよ。そこで演奏活動だとか、あるいは上映活動とかやるわけですから。

そうしたときに、要するに仕事がないんですよ。ところが、そういう休業の対象になっていないということになっているものですから、産業政策課長の答弁では、今の段階でどうするというは、非常に微妙な線引きのところがあるんだろうというふうに思うんですけれども、そこら辺についての認識は、庁内の対策本部のチームの中で、そういった業種というのが俎上に上ったのかどうか。上ったのであれば、それを外した、これに書いてないから、多分、俎上にも上ってなかったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう施設と一体的にやっている事業でありますので、そういうところについての認識について、お伺いいたします。

【松尾産業政策課長】 委員ご指摘のホールでありますとか、そういったところが休業することによって、そこで一体的に働く方々が減収になっているということは、ほかの施設についてもそういったことはあるということは認識しております。

ただ、今回、何度も申し上げますけれども、多くの人が集まるような施設に休んでいただくといったことに主眼を置いて、この休業要請ということをやっておりますので、今回まで、この一覧表をつくるに当たっては、そこに relationship で働く方々というところまでは検討しておりません。

【坂本(浩)委員】 検討してないということ。午前中の課長の答弁にもありましたように、今後、とりあえず5月6日までの休業ということになっていますし、恐らく今のいろんな報道等を

見ると、これは延長になるんじゃないかなというふうに思いますので、その時にまた、午前中やりとりがあったような、少し柔軟性を持った対応も必要ではないかと思っておりますので、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

要するに、休業の対象となっている施設があってその事業があるわけですから、これは施設じゃないということでは割り切れない部分があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、午前中とかぶるかもしれませんがけれども、いわゆる食事提供施設は対象外ということになっておりますけれども、要するに、この休業要請の趣旨としては、いわゆる3密にならないように、感染拡大を防止するというのが大きな目的だというふうに思うんですが、例えば小さな飲食店で、どうしても3密が避けられないような店舗の構造になっている。そこは小さいですから、家族営業で、それこそ昼しかしないと、そういうところが結構、実際にはお客さんも来ない、自分たちもなかなか受け入れが、店舗がそういう状況ですから、厳しいというふうな声がありまして、実質的にもう休業している店が多々見受けられるわけですね。

もちろん、ほかの国の事業だとか、市の事業だとかいろいろあると思うんですけれども、結局、休業要請をするところ、対象外になっているところの線引きといいますか、さじかげんといいますか、そこが結構不満というんですかね、そういうのがどんどん広がっていきかねない状況にありますので、今後、そういった施設等柔軟に対応する、拡大をしていくという時には、ぜひそういったところの声もきちんと受け止めていただきたいと思いますということを要望としてお願いいたします。

次に、緊急雇用創出事業であります。これは離職者に対する250人の雇用を確保する、県独自の緊急な対策ということで、これは評価をさせていただきますと思っています。

これは、後ほど具体的な、午前中ありましたけれども、会計年度に、そこの中のいろんな職種ですよ。例えば就職支援員というのもあるだろうと思いますし、いろいろありますので、ぜひ具体的な職種、そこに何人ぐらいというふうなのを、後ほどで結構ですので、資料として提出いただきたいと思います。

それで、この250人、約5億円ですので、単純計算すると、約200万円ちょっとぐらいの単価になるんじゃないかなと。もちろん職種によって違ってくるんだろうと思うんですけれども、この250人という雇用数を出した根拠というんですか、今日の午前中の知事の議案説明でもありましたけれども、今、雇用情勢が非常に厳しいという認識を言われてました。それに基づいて、今回の緊急対策というふうに認識をしているんですけれども、例えばこの問題、新型コロナ対策の影響で、いわゆる雇用状況というのが、今どういうふうに厳しくなっているというのがあって、この250人という枠を決めたのか、そこら辺について教えてください。

【井内雇用労働政策課長】まず、現状の認識といたしまして、長崎労働局の調査で、3月までの解雇という状況で、県内で3社、51名の解雇あるいは解雇予定があるという発表がございました。これの内訳としては、宿泊業者であったり、警備サービス会社であったりということになっておりますが、4月以降、状況はさらに厳しくなっていると私も認識しております。今後の動向に注視をしていく必要があると考えております。

この事業の雇用創出数250名につきましてですが、先に250名があってというのではなくて、庁内で雇用機会の創出の事業を募集しまして、その結果、積み上げが250名になっておるところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。積み上げがあってということですね。

それで、今、課長のほうからありました、3月末に3社で51人ということがありましたけれども、4月27日時点で厚生労働省が発表した新型コロナウイルス関連で解雇、あるいは雇い止めに遭った人たちの数字が出ています。全国で3,391人という数字が出ております。厚生労働省とか総務省の労働調査等によりますと、有効求人倍率も3年半ぶりに1.4倍を下回る。完全失業率が、2カ月ぶりに悪化をする。新規求人数も、製造業、宿泊・飲食業で大幅に減っている。非正規の労働者も、就業者が26万人減っている。職安への求職の理由も、勤め先や事業の都合による離職が4万人を超えるということが発表されておりました、今、課長も言われましたように、今後、県内でも雇用情勢がかなり悪化をするということも十分考えられるわけですね。

したがって、今回、そういう積み上げで250人ということになっておりますけれども、恐らくは、今後の経済雇用状況の悪化を考えますと、ここにあるように、短期の機会ということではなくて、ぜひ第2弾の雇用確保策といいますが、そういうことも考えていかなければならないというふうに思いますけれども、そこら辺についての認識はいかかでしょうか。

【井内雇用労働政策課長】委員言われますように、今後の動向については、さらに厳しくなると、私も認識をしております。

今後の状況を見極めながら、必要な対策につ

いては、随時とっていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】ぜひ取組の強化をよろしくお願ひします。

最後に、雇用調整助成金です。これは3月27日付けで専決処分ということになっております。これは、県の独自の上乗せが当初は10分の1だったですかね、それを10分の1以内ということになっておりますけれども、事業主が20分の1を負担するということになっているんだらうと思いますが、国が休業要請に応じて条件を満たせば、10割助成というのを出しているわけですね。そうした時に、県の上乗せ分というのはどういう扱いになるのでしょうか。

【井内雇用労働政策課長】4月25日に厚生労働省のほうから、さらなる拡大ということで発表されまして、委員言われますように、10分の10の助成率もあるということですよ。

こちら、内容を見ますと、すべてが10分の10になるというわけではございませんで、国の詳細については、5月に入ってから発表になる予定なんですけど、まだ必ずしも全てが10分の10と、国補填というわけではございません。幾つか条件があるようです。

そのほかに、企業の負担も生じる部分も出てきますので、その部分に県の予算を投入していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】国が受け付けをしているわけですね。報道では、2月14日以降の相談件数、申請件数、決定件数を報道しておりましたけれども、決定件数がわずか0.1%、相談件数が19万1,702件で申請件数が2,541件、支給決定が282件というふうな数字なんですね。県内の状況というのはわかるんですか、今の段階で。

【井内雇用労働政策課長】4月27日現在の長崎

労働局の数字になりますが、相談件数が1,762件、休業の計画届出件数が326件となっております。さらに、支給の申請件数が36件となっております。さらに、その先の交付決定についてなんですが、4月27日現在の数字は確認中であるんですが、4月17日現在で交付決定は3件となっております。

【坂本(浩)委員】少ないんじゃないかなというふうに思います。

それで、私も、2月定例会の時に、上乘せ分は独自にありますというふうな話を伺った時に、いいことですから、いいことですから、ぜひ周知と相談体制の強化をお願いしてきました。結果としては、アドバイザーを派遣していただくというふうなことで、これも非常にいい取組ですし、午前中の質疑では、4名から8名に増員、さらにまた、検討するということがありますので、ぜひ相談体制と周知をさらに強化していただいて、今までもあった制度ですが、今回、特例で助成金割合が引き上げられておりますけれども、もともとあった制度で、県内の9割以上を占める中小、その中でも特に小規模のところはなかなか使えてなかったんですよ。書類も十何種類出さないといかんとか、いろんな計画書も出さないといかんとかということで、かなり使い勝手が悪いということで使っていない。したがって、これを活用するのに慣れてないわけですよ。ですから、アドバイザーの皆さん、大変だと思うんですけども、ぜひ積極的に出向いていただいて、この件数がもっと増えるようにしていただきたいと思います。

最後の最後になりますけれども、伺いましたら、この協力金の問題を含めて、本当に産業政策課をはじめ産業労働部の皆さん方は、もうパンク寸前みたいな職場になっているというふう

なことも伺っておりますので、ぜひパンクしないように頑張ってくださいと思いますし、それぞれ民間のほうでも、感染拡大防止に関して、例えば交通事業者の場合、タクシーも密になりますよね。あるいはバスにしても、例えばよその県では、運転席の後ろの座席には座らせないとか、もちろんビニールシートを設置するとか、いろんなことをやっています。

これは、要するに事業者が労働者に対して義務化されている安全配慮義務なんですよ。これを今こそ、この感染拡大防止のために、県内で徹底をしていただくというふうなことをぜひ県の労働行政でもある産業労働部のほうからも積極的に、この安全配慮義務についても、各事業所で徹底をしていただくことを重ねてお願い申し上げまして、私の質問にかえさせていただきます。

【浅田委員】まず、産業労働部の皆様におかれましては、日々、本当に重労働だと思いますけれども、ありがとうございます。

そんな中での質問で、皆さんからも出ておりますけれども、休業協力支援事業費について、これが、私どもの要望もありまして、100平米以下のところもお認めいただいたことは、非常に感謝するところであるんですが、その分、休業要請の事業者数の問題ですとか、枠を広げることによってというところでは何かお考えなのか、この予算の中で果たしておさまるのかというような心配をなさっているところ、いつからかというのが出てないので、皆さん、早いもん勝ちですかというような質問なども来るような状況でございますが、そのあたり、まずいかがでしょうか。

【松尾産業政策課長】今、委員ご指摘がございましたけれども、確かに、最初に想定しており

ました8,500件というところの100平米未満でも、自主休業されたところについては一定対象とするということにしましたので、その分につきましては、事業所数は確かに増えると思っております。

もともとの数値でございますけれども、これを用いましたのが平成28年の経済センサスから導き出した数値でございます。休業の要請対象が約4,000事業所、飲食店が4,500事業所ということで、まずは県内にある事業所全てということになりますので、今回の給付におきましては、複数事業所をお持ちであっても、お一方というか、協力していただいたということで、一事業主に対して30万円ということになりますので、そのあたりでも、事業所数からいくと、実際に支払う数というのは少し減ってくるのかなというところと、あと、飲食の4,500でございますけれども、これも昼間だけやっているといったようなところもたくさんございますので、実際のところ夜の事業、20時以降も現在やっている、そこを短縮するというところが、正直どれぐらいあるのかというところは、把握がなかなか難しいところがございますけれども、そうしたところで、現在の予算で吸収できるのではないかというふうに見込んでおります。

【浅田委員】どれぐらいの方々が申請するかというのもあるかと思うので、なかなか導きづらいかなというところは当然あるのかなという気がします。

そんな中で、食事の提供とかいろんな枠組みの中で、例えばケーキ屋さんとかも24時とか25時まで営業しているけれども、喫茶ルームがあればいいんだけど、喫茶ルームがなければだめだったりとか、何かその辺が非常に、まだまだわかりづらいところ、こっちがよくて、こっ

ちがだめって何でだろうというようなのが、長崎の場合は、繁華街では、非常に遅くまで開いているところがあって、それは生活必需とみなされているのかどうなのかも含めて、そういったところの要望も多いんじゃないかなと思っておりますが、現状としてはいかがでしょうか。

要は、3密になるのを避けるという観点から言うと、3密になり得るような業態であるにもかかわらず入っていないところも、やっぱりまだまだあるんですね。今日、午前中からもお話が出ているかと思うんですけれども、そういったところを含めてお伺いできればと思います。

【松尾産業政策課長】今、委員ご指摘がございましたように、確かに3密になるような状況というのは、飲み屋さんだけじゃなくて、そういったところも考えられることであると思っております。

今の時点では、宴席という種類を伴うところが20時以降開けているところにつきましては、ここの中で言いますと、要請を行う遊興施設といったものとあまり変わりがないということで、そういった種類を伴うお店を対象にしているところがございます。確かに、そういう検討する部分はあるかと思っておりますけれども、今のところは、居酒屋さんであるとか、そうしたところを対象にしているところがございます。

【浅田委員】全てをとというわけには、財源等々もあるので、なかなか難しいところだと思うんですが、実は、3密を避けていただきたいということで、相談の電話をしたら、県から逆に、「おたくはすごく人気があるので、ぜひ休んでください」と言われて1日半休んだら、後になって、「それは間違っていました。おたくの業態的には、休んでも構わないけど、お金は出ませんよ」と、後で電話があったというようなこと

ろが、実際あったんですね。もちろん、全ての相談に乗っている中で大変な部分は理解できるんですけども、それで実害をこうむった方々もいらっしゃると思いますので、そのあたり、なかなかわかりづらいところだと思うんですけども、実態として長崎市内でありましたので、問い合わせをした上で指示に従ったら間違っていたと言われたというのは、非常に問題になるかと思っておりますので、今後ご注意いただきたい。

今現在も、先ほどもちょうど連絡が来たんですけども、ホームページを見ると、100平米以下というのがまだ消されてないんですね。100平米未満のところは対象外みたいになっているものですから、そういったところが非常にわかりづらいかと思うんですが、それは今後もその表記のままになるんですか。

【松尾産業政策課長】これにつきましては、100平米を撤廃したというわけではございません。

そもそも、例えば学習塾であっても、開きたいという方もいらっしゃいますし、閉めたいという方もいらっしゃると思うんですが、そういったところもありまして、当初から100平米というところをつけていたわけでございますけれども、ただ、業種としましては、本来は密接を避けるために休んでいただきたいという区分の中に入っておりますので、そこについて100平米未満であっても自主的に休業されている場合には対象としたということでございまして、これに関して言いますと、まだ撤廃のほうはしておりませんし、確かに、ちょっとわかりづらいところはあるかと思っておりますけれども、そういった状況でございます。

【浅田委員】撤廃ではないけれども、協力をした部分においては、そこを申請するとなってお

りますので、わかりやすいように。多分、それをわかりやすくすれば、皆さんに対する問い合わせとかも、ご負担も減ってくるころもあるかと思っておりますので、そういったところをきめ細やかにすることが、逆に負担感が減るかと思っております。

【廣田産業労働部長】確かに、皆様にわかりやすい表示というのは大切かと思っておりますので、そのところは、コロナ事務局のほうと調整をして、わかりやすい表記になるよう努めてまいりたいと思っております。

【浅田委員】ありがとうございます。本当にお忙しい中で、細かいことがどんどん、次々変更点もあるかと思うので大変だと思うんですが、そうしていただければ幸いです。

先ほどからずっと出ております緊急雇用維持対策事業費に関してのアドバイザー、既にもう181件があるという状況の中で、これも皆さん、早いもん勝ちのように思っていて、この予算の中で、ある一定、何件まで大丈夫なんだろうというような、実際、先ほどもそういう問い合わせがありました。アドバイザーの人数も少ないような状況の中で、時間もかかっていけば申請に間に合わなかったりいろいろあって、午前中の答弁では、なるべく人数を増やしていきたいということだったんですけども、事業者側の枠組みというか、事業者はどういう状況でもと言うと変なんですけれども、このアドバイザーの支援経費に関しては、申請ができると思えば何でもかんでも相談に行くというところもあるかと思うので、こういったところも併せてだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【井内雇用労働政策課長】こちら、申請にかかるアドバイザーということで、当初、予算で想定しておりましたのは、申請の書類の具体的な

作成助言ということであったんですが、実際、アドバイザーのほうに、そもそも制度の雇用調整助成金、国の制度の基本的なところから教えてくださいという方も結構いらっしゃいます。アドバイザーとしては、書き方だけではなくて、制度の内容も含めたところで丁寧に対応をさせていただこうと思っております。

こちらが、予算としては、想定としては80件を見越しておりましたが、既に181件ということになっておりますので、予算全体の枠の中で柔軟に対応していきたいと考えております。

【浅田委員】 想定80件から、今で181件、絶対これはもっともっと増えてくると。なかなか、まだまだわかってないところが多くて、いろんなところに問い合わせをしても、電話もつながらないような状況になっておりますので、ここもある一定のQ & A的な部分をもっとわかりやすく、よく来る質問というか、そういったところをわかりやすく想定をしていただいて、やっぱりしっかりと聞くべきところをというところに絞っていかないと、なかなか追いついていかないのではないかなというような気もしていますので、そういったところもご精査いただければなと思います。

もう一点だけなんですが、若者定着課ですが、学生と企業の交流強化事業の中で、先ほどから就活に際してのフォローアップというようなのが多々出ていると思うんですけれども、3年生から、今年、県もやろうとしていたインターンシップといったものが軒並みなくなるというようなことが大学から出ていると。そうするとするならば、ここの予算枠に、そういうインターンシップとか、今までやろうとしていてできない事業のこととかをもっと入れ込むことによって、学生自身のフォローをしていただければな

と思うところもあるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】 委員ご指摘のインターンシップにつきましては、確かに、まだ夏場、あるいは冬休みが一番多いところがございますけれども、そこについては、やはり大学の話もよく聞きながら、今の委員のご指摘も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

一方で、今回のこの部分については、ある意味、今の4年生にとって、これからもう既にいろいろな面談会がなくなっておりますし、また、夏場に合同企業説明会とか、そういうところをやろうとしていたのもどうなるかちょっとわからないし、微妙になってきていますので、そういった時に、やはり接触しないオンラインというのが有効になるものかと思っております。今回、こういった予算を上げさせていただいております。

インターンシップあたりにつきましては、大学あるいは学生とよく話をしながら、考えてまいりたいと思います。

【浅田委員】 今回のことに関しては、特に4年生ということですがけれども、やっぱり3年次の方たちも、学校側から、インターンは今年の夏は見合わせるというような話が既にあたりもしておりますので、様々な県内の大学とも連携を取っていただいて、長崎の学生たちが就職で困らないような形をとっていただいて、ここの中にも組み込んでいただければと思います。

【八江委員】 長崎県の休業協力支援事業についてなんですが、先ほどからずっと続けてお話をいただいておりますし、私もそのことについて、注力することかと思っておりますけれども、お尋ねしたいと思います。

対象者が、休業の要請をしたのが約4,000事業者、そして、時間短縮要請が4,500事業者と、

8,500の方々に、そのまま該当するとして30万円とすると、25億円前後の予算になると思います。

この算出されたものは、先ほどお話の中で、平成28年の資料をもとに算出した数字だということでありまして、今の4,000件、あるいは4,500件の事業者のことについては、資料を見て単純なことはそうなんですけれども、現在、先ほどお話がありましたように、要請があるのかなのかという問題があります。要請がなかったら、そのまま打ち切りなのか、あるいは催促をしてといいますか、おたくも該当しますよということは話があってなのか、もう一度その点を確認したいと思いますが、いかがですか。

【松尾産業政策課長】今回の休業要請につきましては、4月24日の知事の会見も含め、そこで要請して、当然、報道等でも要請をしたことは周知のことですけれども、各事業者におたくが対象になりますよということでのこちらからの通知というのはございません。

【八江委員】その場合は、調査その他は各市町に関係してくるのか、商工会議所や商工関係の諸団体から提出するのか、県直の調査の中で、県のほうに要請があった者だけをそうするのか、その点はどうなるんですか。

【松尾産業政策課長】今、委員言われた要請というのは、私どもとしては、今後、この表を見て、自分は該当であろうという方から申請書をいただいて、郵送と、あと、今後はネットでの入力といったことを準備していこうとは思っていますけれども、該当する思われた事業者から申請を受け付けて、そこで審査をして、そして、該当であれば給付をすると、そういった流れで考えております。

【八江委員】なぜ聞くかということ、県のほうも

30万円の協力金を払うとなりました。私たちは、その発表が少し遅いんじゃないかなと。東京都をはじめ潤沢な財源があるところは、そういった早めの打ち出しはあったかもわかりませんが、ほかの県については、遅れての発表であったと思います。

それもですけど、長崎県内の市町においても、長崎県よりも早めに打ち出した市もあったんじゃないかと思っております。現在は、全市町の21市町が全部やっているとは思いませんけれど、また、してないと思いますけど、そこと重複した形の協力金の支給ということになるわけですね。そうした時に、長崎県が支給するから、各市町に支給要綱を出したものは連動するのじゃないのかという問題も。長崎県は長崎県、各市町は市町で重複して、重複してというか、市が発表した協力金はそのまま加算して、加算してというか、それぞれ別々だから、加算ということじゃないかもわかりませんが、されるのかということもよく聞かれる部分ですので、その辺はいかがですか。

長崎県は30万円、例えば私が住んでいるのは諫早市ですから、諫早市が30万円ということでしたけれども、その点の受け止め方はいかがですか。

【松尾産業政策課長】今、委員ご指摘のとおり、全市町ではございませんけれども、例えば長崎市でありますとか佐世保市、その他たくさんところがそういった支援金という形で支給をされるということは聞いております。

今回、県のほうで支給する協力金というのが、先ほどから申し上げておりますとおり、施設を休業していただく、あるいは夜やっているところを時間短縮していただくということについての協力金でございます。

例えばですけど、長崎市でありますとか佐世保市がやっているのは、減収補償というか、売上が30%減っているとか、そういったことを要件にしての減収した、売上が減った分に対しての補償でございますので、私どもの施設をお休みいただくとか、そういったことの協力金とは少し違っていると思っております。

併用ができるかというお話だろうと思いますが、これにつきましては、私どもとしては、ほかのものと併用して、例えば長崎市であれば、ほかに30万円出るとか、そういったものがございますし、私どもの協力要請に協力していただいた分については、その協力金も出ますし、特に県として、そこは併用できないというふうには思っておりません。

【八江委員】その財源なんですけど、あくまでも県の自主財源、あるいは各市町の自主財源でその手当てをするのか、国から何らかの形の補填がされるのか、その点はいかがですか。

【松尾産業政策課長】今回、国のほうの経済対策等を含めて、国から臨時交付金というのが各都道府県、そして市町村にも交付される見込みでございますので、それをもって支援金であるとか、協力金に充てるということが可能になりましたので、財源としましては、それを充てたいと思っております。

【八江委員】そうしたら、県は、一律県が所管する県民に対することなんですけれども、各市町は、しているところとしてないところがあった時に、国もしくは県のほうは、そういう市町に対する協力要請といいますが、あなたのほうも、交付金等も来るのでやったほうがいいんじゃないかと、そういう連携した状況があるのかなのか、その辺はいかがですか。

【貞方産業労働部政策監】まず最初に、4月24

日に依頼をして、翌4月25日から休業してくださいということで、確かに非常に間がなかったので、そこから少し遅れるということについても、開けざるを得なかったということについても、一定柔軟に対応していこうと考えております。事業者の皆さんの声を丁寧に聞いて対応していこうと思っております。

その上で、各市町との連携でございますけれども、各市町におかれても、県と同時並行で検討されていまして、結果的には、県が、県内への入り込み状況の見極めだとか、そういったところが少し不明確で、明らかにするのに時間がかかったものですから、なかなか難しく、少し遅くなったというところがあります。したがって、市町のほうが先んじて措置をされているところもあるということでございます。

それと加えまして、市町のほうでは、やはり独自に、それぞれの市や町の産業構造とか、人の出入りの状況等も判断されながらいろいろと検討されているところでございますので、県としては、休業要請したところに対する協力金、市町のほうは、先ほど申し上げましたように、減収の状況を見ながら、ある意味休業損失の補填をする、そういったところに着目して支払われているところで、一定分業はされていると考えております。

今調べていますところでは、資金繰り資金の利子補給等の手当てについては、大半の市町がされているというふうに認識をしております、おおむね市町との分業も役割分担も進んでいるのではないかと考えております。

【八江委員】県民、国民は同じように、平等にいけばなという思いもありましたし、口が多いところにはよけいやるけど、言葉が少ないところには行き渡らないということはあってもいい

ないなということもあって、ちょっとお尋ねしますけど、この辺は、補償の仕方とありますが、協力金の支払い方については、市町によっても内容が若干違うということもあることを理解はしております。ですから、それらしきもので、県民が同じような形で推進することができればということから、ちょっとお尋ねいたしました。

そしてもう一つ、国の持続化給付金の概要については、これはまだ今からであるということ、説明もないんですけれども、その点はどうなっていますか。これからなんですか。それとも、もう既にそれは推進をしておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時11分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【松尾産業政策課長】 今、委員ご指摘のございました国の持続化給付金、個人であれば100万円、法人の場合は200万円ということで、減収が50%以上ということで表明はされておりますけれども、これにつきましては、まだ細かい情報というのが、私どものところにも手に届いておりませんので、届き次第、私どものほうでもご案内はしていきたいと考えております。

【八江委員】 聞くところによりますと、私のほうも資料を、持続化資金は厚くもっております。話を聞きますと、持続化給付金の、こればかりじゃないと思うんですけれども、手続が非常に複雑で、もう自分ではできないから何とかと、社会保険労務士ですかね、そういう方々に頼んでしなければ、とても自分では申請ができないと。だから、そういう200万円とか100万円とかという持続化資金の給付に当たっては、も

う少し簡素にすることができないのか、国にも求められておりますけれども、県ももちろん、これが始まってくると、そういうことです。

こればかりじゃないと思うんです。先ほど協力金の審査の状況が、簡素にしていけないと、5月に出していいというのが6月、7月にならずれてくれば、タイミングがずれて、せっかくの効果があらわれないということだってあるわけですよ。そういったものに対する取組が、現在のいろんな協力金をはじめそういったものが、手続上のことで簡素化していただくような手当てはしてあるのかどうか、その点はいかがですか。

【廣田産業労働部長】 様々な給付金、支援金、それぞれ所管するところが異なりますので、一概には申し上げませんが、国におきましても、国における給付金等については、速やかに事業所の方に届くようにということで進められております。

それで、先ほどの持続化給付金の話については、まだ予算が成立しておりませんので、その上でまた、事務取扱い等決まると思います。

それで、今現在動いております雇用調整助成金についても手続が複雑だと、非常にわかりにくいというところがございますので、それは先ほどからご答弁申し上げますように、関係所管する労働局のほうに、そういった書類の簡素化、あるいは手続の迅速化を求めています。

そういうことから、今後、さまざまな給付金がありますけれども、そういった基本姿勢に立って、関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

【八江委員】 これはここの所管だけではないんですけれども、国民1人当たり10万円支給をすると、このことについては、総理をはじめ各機

関にでも、市町でも、もうすぐ届けたい、届くようにということにはなっておりますけれど、産業労働部の中では、そのようなことで、現在、いつ支給ができるような状況を確認しておられるのか、その辺は答弁いただけますか。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時15分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【八江委員】 参考までに聞いてみようと思って、答弁が出るかと思ったのでね。

そんなものでも、全部、全国ばらばら。首長さんたちはもうすぐ出すと話はあるけど、果たして長崎県もそのようなことができるのかなと思って、これも早めに出していただかなければ、効果があらわれないということになりますので、その点もお願いをいたしておきたいと思います。

それから、業種の中で、よく都会でもパチンコ屋が休業しなかった場合は公表するという話があります。長崎県の場合は、昨日かテレビでもやっておったけれども、長崎市内のパチンコ屋さんが云々とありました。そのことについては、皆さん方はどのように把握して、どのようにしようとしているのか、もう一度確認したいんですけど、いかがですか。

【貞方産業労働部政策監】 4月28日時点、2日前の時点での本県のパチンコ店の休業状況でございますが、89%のお店が既に閉まっているということで、まだ、なお営業を継続されているところもございますけれども、そういったところにつきましては、パチンコ業界の取りまとめをされているような業界団体を通じて、丁寧をお願いを申し上げているところでございまして、そういった団体から、各個別の店舗のほうにも

話が行っているものとお聞きしております。

【八江委員】 今のところ順調にいらっていると解釈いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、我々もよく夜の飲食業の関係の皆さん方から、盛んにいろいろ陳情を受けたりしているんですけど、このことについても、非常に苦労しておられる方がたくさんおります。雇用人数も結構おる場所があります。そういったことに対して的確に、要請があったことに変動がくれば、速やかにしていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

もう一点、先ほどありました、長崎県内にある縫製工場の関係なんですけど、縫製工場は、長崎県は、我々も相当関係する縫製工場もあります。私がマスクしているのは、長崎県ででき上がった、これは1,100円のもので。皆さん方のと大分差があるんですけど、そのかわり、洗濯が何回でもできるものです。だから、それが50円になるかもしれないし、30円になるかもわかりません。そういうところも長崎県内にあるし、また、先ほど話があったように、たくさん縫製工場があるのもどのくらい把握して、どのように要請されたのかされなかったのか、自主的な操業をお待ちしておられたのか、改めて確認したいと思いますが、いかがですか。

【宮地企業振興課長】 今、八江委員がおっしゃられました縫製工場でございますが、工業統計上は、平成30年度時点で、全体で100弱の事業者が県内にいらっしゃる把握をしております。そのうち、ある程度大きなところを含めまして、私どもも4月に30社程度にアンケートをかけております。マスクについて、ここで言うマスクは、県内企業は布マスクでございます。いわゆる紙の不織布はなかなか材料が手に入らないと

ということで、布マスクについては製造、または製造可能と言われる事業者が20社弱あるというふうには把握をしております。

今回のコロナの流行に伴い、マスクが非常に足りないということで、県内事業者にも我々もマスク、これは布マスクですけれども、ご支援をいただいたところもございます。いわゆる私どもが購入させていただくということで、ご支援をいただいたところもございます。

個別に、各事業者から私どもにいろいろな情報が入ってきております。我々だけでは情報をつかみかねるところもありますので、必要に応じて、九州経済産業局であるとか、経済産業省本省にもいろいろと打診をしながら、いわゆる材料等を含めてマッチングができないかということ、取り組んでいるところでございます。

現時点の認識としましては、布マスクというよりは不織布、紙のマスクのほうに、皆様の需要、欲しいというお話が移っているようでございます。不織布につきましては、国内でもなかなか原材料が手に入らないというところで、なかなかマッチングできておりませんけれども、引き続き個別事業者のお話については、事業活動につながるようご支援していきたいと思っております。

【八江委員】 どうぞ県内の企業の事業継続、あるいは労働者の維持・確保のためにも、県内の企業に救済の手を伸ばしていく、それも大きな役割だろうと思っておりますので、その点は使えるもの、あるいは県外から、あるいは国外から輸入というよりも、地元のものを使ってしっかりやっていただきたいなという思いもありますので、その点しっかりお願いをして、私の質問を終わりたいと思っております。

【山田(博)委員】 先ほど休業要請の業種にあり

ましたけれども、その中でパチンコ店が89%休業しているけれども、11%が残っているとありましたけれども、これは再度休業要請をするのかしないのか。

今の状態でもしないのであれば、公表する予定にしているのかしてないのか、そこだけ、まずお答えいただけますか。

【貞方産業労働部政策監】 現在のところ、休業要請につきましては、まずは業界団体を通じてそれぞれの個店のほうに、加入されているパチンコ店のほうにお願いをしていきたいと考えております。

他県でやられているような、特別措置法の45条に基づくような直接的な休業要請であるとか、そういったところについては、今のところそういうことをやる状況にはないものと考えております。

【山田(博)委員】 状況じゃないということですね。そこは確認させていただきたいと思っております。

先ほどほかの委員からも休業要請の業種と言われましたけれども、政策監は、知事の専決事項だからという話がありましたけれども、知事の専決事項だから、県議会議員、私たち議会から、これを加えてくれと言っても、それを受け入れるか受け入れないか、そこだけお答えください。

【貞方産業労働部政策監】 本日、この委員会でいろいろなご意見をいただいたことにつきまして、休業要請にかかるものにつきましては、本部の休業要請検討チームのほうに情報を直ちに提供していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 それは、そうですよ。知事が専決事項でやらないといけないというのはわかるんです。がしかし、私たちは県民の代表です

よ。県民の代表が、こういうふうに業種に加えてくださいと言った時に、いや、これはもう決まっていますから、コンクリートですから、それはできませんということはないんですよ。そこを忘れちゃいけませんよ。私たちも、この委員会では、近藤分科会長をはじめとして県民の代表だから。その声をしっかりと聞いていただいて、柔軟に対応していただかないと、専決事項で決まっていますから、国がこういうふうにはしていますから、あくまでも国は指針を出して、それで、最終的な判断は長崎県で決めてくださいとなっているんですからね。長崎県ですよ。県ということは、行政と議会ですからね。そこを忘れちゃいけませんということ、くぎを刺ささせていただきたいと思っておりますので、その点で私たちはいるんですから。ぜひご理解いただきたい。

最後に、雇用労働政策課長にお尋ねしますが、今回、雇用機会の喪失ということで、雇用環境改善対策費として5億円ありますけれども、大体失業者数はどれぐらいを考えて、今回、実際、長崎県にも令和元年10月31日で外国人の方が2,648人働いているんです。この状態がありますと、外国人では大体どれぐらいの失業者が出て、日本人の失業者はどれだけだと。そういったことに、外国人の離職者とかを含めてどのように対策を考えていかれるのかということとをきちんと、明確にお答えいただきたいと思っております。

【井内雇用労働政策課長】現在の失業者数の状況につきましては、まだ4月以降の状況につきましては、私も正確に把握できてないところがございます。

先日、4月28日に長崎労働局が発表した雇用の情勢によりますと、有効求人倍率は1.1で横ば

いなんです、求人そのものが2月より約4%減っているという状況がございます。さらに状況が、今後厳しいものが出てくるだろうと認識しております。

今後の動向に注視しながら、外国人労働者の方々の状況も注視しながら、今後柔軟に対応して、必要な措置というのは、その都度検討、打ってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】ということは、失業者数というか、その点はまだあまり把握してないということと理解していいということですね。わかりました。

最後に、私たち県議会でも、先ほど代表者会議がありまして、県議会議員は、10万円の給付があった場合は、各地域でしっかりと購入していただくような方向でやっていこうということになりました。先ほど私も、かつてハウステンボスの経営が厳しい時に、県の職員、議会もこぞってハウステンボスの割引券とかいろいろなチケット、年間の割引券とかいろいろ購入した経緯がありまして、それで、今度は長崎県も、給付金が1人当たり10万円出るということとありますけれども、これは産業労働部長が率先して、午前中に私も言いましたけれども、今回、県産品のいろんな購入を率先していくような旗振り役を知事がするのか、部長がするのかわかりませんが、そこは、先ほど新型コロナウイルス感染症対策の本部なりでしっかりと対策を、どのようにやっていくかという議論を深めていただきということの一つ、私も改めて指摘をさせていただいて、もう一つ、先ほど言った対象業種を、やはり県民の代表である議会からこういったことがあったということで、しっかりと対策本部で話をさせていただきたいと思っておりますので、それについて最後に見解を聞かせていただ

いて終わりたいと思いますので、よろしくお願
いします。

【廣田産業労働部長】 今回の国民1人に10万円
の給付金ということでございます。これは、国
民の方の生活維持に対する支援金だと考えてお
りますけれども、そういった中で、委員ご指摘
のように、県内でそれが消費されるということ
になれば、県内経済の活性化に資するというこ
ろもでございます。そういった給付金の制度の
趣旨等もでございますので、どういったことが
できるか、検討してまいりたいと考えております。

そして、また、先ほどあった休業要請の關係
でございますけれども、今日、各委員の皆様方
からいただいたご意見というものは、しっかり
とコロナ対策本部事務局のほうに伝えてまいり
たいと思っておりますので、今後、適切に対応
してまいりたいと考えております。

【近藤分科会長】 よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですの
で、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、こ
れをもって討論を終了いたします。

予算及び予算にかかる報告議案に対する質
疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のう
ち関係部分は、原案のとおり、可決・承認する
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、

原案のとおり、可決・承認すべきものと決定さ
れました。

これをもちまして、産業労働部の審査を終了
いたします。

引き続き水産部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、2時45分に再開いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の
人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けるこ
とにいたします。

【斎藤水産部長】 水産部長の斎藤晃でございま
す。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席しております水産部関係
の新任幹部の職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【近藤分科会長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【斎藤水産部長】 それでは、水産部関係の議案
についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第
95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算
（第2号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定された「新
型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う
国の補正予算に適切に対処するため、必要な予
算を追加しようとするものでございます。

歳入予算は、国庫支出金4億7,768万円の増、

合計4億7,768万円の増。

歳出予算は、水産業費5億1,320万5,000円の増、合計5億1,320万5,000円の増となっております。

次に補正予算の内容についてご説明いたします。

（水産物学校給食活用推進事業費について）

輸出の停滞等により在庫の滞留等が生じている水産物の消費拡大を図るため、県内の小中学校等の学校給食に県水産物を提供するための経費として、水産物学校給食活用推進事業費3億5,568万円の増を計上いたしております。

（水産物国内流通促進緊急対策事業費について）

在庫過多となっている県産水産物について、ネット通販や量販店による消費拡大策を実施するための経費として、水産物国内流通促進緊急対策事業費1億2,200万円の増を計上いたしております。

（水産物保管等支援緊急対策事業費について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により過剰供給となっている魚種の調整保管を行う養殖・加工業者等に対し、冷凍保管料、入出庫料及び加工料等を支援するための経費として、水産物保管等支援緊急対策事業費3,312万5,000円の増を計上いたしております。

（漁港管理費について）

新型コロナウイルス感染の疑いがある者をターミナル内で一時的に隔離する場所を確保するための経費として、漁港管理費240万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、水産加工流通課長より、

補足説明を求めます。

【吉田水産加工流通課長】私からは、お手元に配付しております資料1、令和2年4月臨時会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【令和2年度4月補正予算（案）について】、ご説明をさせていただきます。お手元のほうにお願いいたします。

1ページをご覧ください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大により需要が減少している県産水産物の消費拡大と流通促進を図るため、在庫の滞留等が生じている水産物の需要先の確保、消費者や量販店などに直接購入してもらうためのネット通販や家庭食向けの商品開発、需要が回復するまでの間の産地での調整保管の取組の推進を図ることを目的に予算措置したいというものでございます。

最初に、（1）水産物学校給食活用推進事業費についてご説明いたします。

この事業は、外食需要の減退や輸出の停滞などにより、在庫として滞留等が生じている県産水産物の消費拡大を図るため、県内の小中学校の学校給食用の食材として提供を行うものです。

予算額は3億5,568万円、負担割合は、全額国負担となっております。

国からは、生徒1人1食当たり100グラム程度、食材への支援の上限が100グラム500円という基準が示されており、本予算では、小中学校537校に6回提供する際に必要となる所要額と、県産水産物への愛着を深めていただくための啓発活動に必要な所要額を計上しております。

なお、対象となる品目については、国が在庫の滞留等が生じている品目設定を行うこととされており、具体的に提示を受けている品目は、ブリ、マダイ、マグロ、フグなどであります。

事業イメージ図に記載のとおり、事業実施主体は食材納入業者とし、学校給食会などに協力依頼を行いながら、事業を円滑に進めることといたしております。

次に、（2）水産物国内流通促進緊急対策事業費についてご説明いたします。

現在、外出自粛の要請などにより、消費や購買の形態が大きく様変わりしており、こうした状況に対応するため、在庫過多となっている県産水産物について、ネット通販や量販店による消費拡大策を実施するものでございます。

予算額は1億2,200万円、負担割合は、全額国負担となっております。

内容としては、指定品目をネット取引した際の全国送料の無償化を支援することで、家庭用だけでなく、量販店などへの販売促進を図ります。また、外食・食品加工事業者などと連携し、需要が増加しているデリバリー・テイクアウトなどの新商品開発や広告宣伝費などに支援を行います。

事業実施主体は水産関係者に限定することなく、指定品目の流通促進に取り組んでいただける事業者を幅広く募っていきたいと考えております。

事業概要は、事業イメージ図記載のとおりでございます。

最後に、（3）水産物保管等支援緊急対策事業費についてご説明いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により過剰供給となっている魚種の調整保管を行う養殖・加工業者等に対し、冷凍保管料等の経費に支援を行うものでございます。

予算額は3,312万5,000円で、財源は新型コロナ対応臨時交付金としております。

事業イメージ図をご覧ください。国は、特定

水産物供給平準化事業により、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける魚種の過剰供給分を相場価格で買い取り、調整保管する際の買い取り資金、保管料、運搬料などを支援します。県の予算では、国の対象である漁業者団体など以外の養殖・加工業者などが自ら実施する調整保管に対して支援を行うものであり、支援内容といたしましては、保管した水産物を順次放出するまでの期間の調整保管に要する保管料、入出庫料、加工料、運搬料に支援するものでございます。

特に養殖魚では、間もなく産卵時期を迎えることから、調整保管に対するニーズがありますので、本予算により対応させていただきたいと考えております。

以上で、令和2年度4月補正予算（案）についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、漁港漁場課長より、補足説明を求めます。

【橋本漁港漁場課長】お手元に配付しております資料2、「農水経済分科会補足説明資料 令和2年度4月補正予算（案）について」に基づきまして、補足してご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

今回の補正は、新型コロナウイルスへの対応のため、国の補正予算案に計上されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）を活用いたしまして、「離島にウイルスを持ち込ませない」という考えのもと、離島航路を有する漁港において、感染の疑いがある者が発見された場合に、ターミナル内に一時的に隔離できるスペースを確保することを目的に予算措置したいというものでございます。

具体的な内容といたしましては、離島本土間の航路を有します平漁港や小値賀漁港など8漁港におきまして、パーテーション、簡易ベッド、防災毛布などを配備することとしており、予算額は240万円を計上いたしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】まず、水産物学校給食活用推進事業費についてお尋ねしたいと思うんですが、これは国のほうから品目を、ブリ、マダイ、マグロ、フグ、ホタテというふうになっておりますが、県当局として、まず、学校給食で対象魚種というのをどのように今考えられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】国では、この事業に際しまして、インバウンドの減少や輸出の停滞により在庫の滞留等が生じている品目を対象とするというふうに打ち出しております、現在国から伺っているのが、先ほど申した品目でございます。

これ以外につきましても、県といたしましては、単価当たりの減少が生じている品目がありますので、そういう品目があるというのは、現在国のほうにもお伝えはしておりますが、対象品目については検討中ということで、明確にどのような取扱いになるかというのは伺っていない状況でございます。

【山田(博)委員】品目というのは、国のほうにお伺いを立てても、最終的には長崎県で決定していいというふうになってないんですか。国のほうから、これとこれということで決めている

んですか。そういうふうになっているんですか、この予算の交付金というのは。そこは大切なところですよ。

日本全国、水揚げは、これが多いとか、少ないとか、いろんな魚種によって多種多様になっているわけだからね。そこを国から、金太郎あめみたいに全国一律にされたらたまったもんじゃないんですね。そういったことで理解しているんですか。国、水産庁というのは、そういうところまで細かく指導しているということで理解していいんですか。

【吉田水産加工流通課長】今回、国で予算措置を進められているこの事業につきましては、国が補助事業として実施をするものであり、国が要綱・要領等を定めて、それに従いまして県のほうが申請をして、この補助金を取りにいくというふうな仕組みになります。要綱・要領の範囲の中でしか実施できないというのが現状でございます。

【山田(博)委員】水産部長、大変申し訳ございませんけれども、来た早々、私は、国から言われているようにするというのは、やはり県民が食べる魚種というのは様々であって、それを国が一律にするというのは、それは難しいところがあるわけよ。ましてや、国から承認がされないとこれは進まないんですよとしていたら、学校給食にしても、いつからこれをするんですかというふうになってくるわけですよ。

これは、水産部長、スピーディーにやっていないと、本来であれば、この議論というのは課長とずっとやっていくわけだよ。こんなしていたら日が暮れちゃうから、部長、これは水産庁に、当委員会であんな議論がありましたと、国から日本全国一律にされたら、いかなものかと言われまして。なぜならば、県民に

よって、それを食べる場所もあれば、食べないところもあるんだから。一律にそんなにされたらたまったもんじゃないということを私は言っているわけでありまして、水産部長、これは速やかに国のほうにしっかりと、テレワークでも何でもいいけれども、お伝えしていただきたい、これは見直しをしていただきたい。それはいかがですか、見解を聞かせていただけませんか。

【斎藤水産部長】山田(博)委員、おっしゃられること、まさにそのとおりでございます。指定品目といったもの、日本全国で一番影響を受けているのは何かということで、予算の積算をするためなどにも、これは定めていく必要があるんだろうと。

ただ、一方で、やはり水産国日本ですので、各地でそれぞれの多種多様な魚が獲れていると、それがいろいろな影響を受けていると、こういった事実もございます。それは、当然地方で影響を受けている魚種というのを盛り込んでいくべきだというふうな意見があることも十分承知しているところでございます。

ただ、先ほど吉田課長から説明させていただきましたが、まだ国として、こういう特定品目をつくりますと、じゃ、県として独自のものを認めますかどうかとといったものを、まだきっちりとした形で要綱・要領に入れてないというふうな状況でございます。

ですので、私からも、担当している課長等に、長崎でこういった議論が行われているといったものは、いろいろな場面で伝えているところでございます。

ですので、今後、国がどういう形になって決めていくかといったものはしっかり見届けた上で、その結果を見た上で、また要請する必要が

あればやっ払いこうと考えております。

【山田(博)委員】それで、長崎県の学校給食のほうで、給食会で、これは県の体育保健課から、平成30年度に魚類の取扱量を調べていただきましたけれども、これは水産部のほうで改めてきちんと、この機会だから調べていただきたいということによって言っていますけれども、それは調べていただけましたか。調べておられるんだしたら、せっかくの機会ですから、これは明確に、県内産の魚がどれだけの取扱いがされているのかというのを明確にお答えいただきたいと思えます。

私は、長崎県学校給食会のほうを調べておりましたけれども、県当局でしっかりと調べられているんだしたら、お答えいただきたいと思えます。

【吉田水産加工流通課長】確認をさせていただきました。全体で、県内産の魚類の取扱い重量が191トンございまして、その中の58トンが県内産ということでございました。重量比率で言いますと、約30%ということになります。

【山田(博)委員】これもね、私も大変驚きました。水産県長崎でありながら、水産物の消費が日本全国でも有数な県におきまして、県産魚がこれしか使われてなかったんだと、これは大変反省すべきですね。

川口次長、あなたは水産部に席を置きながら、これは大きな問題なんです。

だから、この機会にしっかりと、長崎県産の魚類の取扱量をやっていただきたい。この機会に、水産部におきましては、取扱量は現在30%ですけど、年次計画で、例えば5年後にはこれを80%に持っていくとか、それくらいの意気込みでやっていただかないといかんということをおっしゃりたいと思っております。だか

ら、そういったことで、水産加工流通課長、それはしっかりやっていただきたいと思っております。

今回、この中に魚食普及のための啓発パンフ作成・配布とありますね。これに私は提言をさせていただきたいんですが、長崎県の魚を、今、「ステイ・ホーム（おうちにいてね）」と小池都知事が言っておりますね。だから、この機会に家族で、親子で魚をこうやって食べたらおいしいんですよとか、そういったのを募ったらどうかと思うんですよ。ただ単にパンフレットをつくって、印刷会社に丸投げするんじゃなくて、長崎県のホームページで募集しますよと、ぜひ「ステイ・ホーム（おうちにいてね）」ということをやっているわけだから。課長、そういった企画をやって、今、親子ともストレスがたまっているとかでパチンコに行っている人もいるわけだから、こういったことに取り組んでいただければと思うんですが、先ほど長崎県産の魚種の取扱量と、パンフの作成をこういうふうにしたらどうかということを行っているわけですが、いかがですか。

【吉田水産加工流通課長】委員ご指摘のとおり、子どもたちが成長する過程におきまして、食を通じて農林水産業に対する理解を深めていただくということは非常に重要であると考えております。

本県には、優れた食材としての水産物が多数あります。ただ、一方では、学校給食に供給する際には、安定供給と併せまして価格とか、規格とか、骨なしとか、いろいろ難しい課題もあります。

ただ、今回の国の事業では、単純に食材を供給するだけじゃなくて、生徒の皆さんに、この機会を通じて食育というものをしっかりやって

いく、魚食普及の推進をやっていくというのが、我々都道府県には課されております。

今、委員からもアイデアをいただきましたけど、私どもも知恵を出して、どのような形でやるのが効果的かというところをしっかりと考えながら進めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】水産加工流通課長、せっかく私が絞りに絞った知恵は、あなたは蹴ったくっただんですか、今のは。受け入れるか受け入れないか、安倍さんじゃないけれども、大きな検討の一つの中に入れてのか入れてないかと聞いたんだ。今のは、聞いてないような答弁なんだから、これは失礼極まりないよ。あなたらしくないな。もう一回、お答えください。

【吉田水産加工流通課長】まだまだ事業の組み立ての段階で、私どもも知恵が足りない部分を、委員からすばらしいご意見をいただいたふうに考えております。それを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】そうです。それが100点満点の答弁です。

続きまして、漁港漁場課長にお尋ねしますけれども、先ほど漁港漁場課長は、一時隔離のための経費として240万円ありますけれども、現状と課題という中で、「ターミナル等における消毒液の設置や職員の感染予防対策等を実施してきたが」とありますけど、職員の感染予防対策というのは、じゃ、具体的にマスク、防護服がきちんと用意された中でこの実施をされるんですか。

私もいろんな漁港に電話しました。全くない。検温器をぱっと当てて、それですだけなんですよ。この人が感染しているおそれがあった時に、どうなるのかと。じゃ、連れていきなさいといった時に、誰が連れていくのか、勝手に行

きなさいと。明らかにないんですよ。寝かせたりとかする時に、マスクとか防護服があるかないかといったら。これは、全部用意した上で今回の予算の措置なのかということをお尋ねしたいと思っております。

それと、ターミナルの中で写っているところがありますけれども、これはどこかのターミナルなんですか。何か、どこかの写真を持ってきて、適当に張り付けたような感じに見受けられるんです、水産部長。そういうふうにも受け取られるんですけど、そういったところも含めて、まとめてお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 まず、第1点目の資料の現状と課題のところがございます、これまでの実施内容ですが、ターミナル内に消毒液などを置いて感染予防を図ってきたことについて書いておまして、防護服などを準備していたかについては、申し訳ございませんが、漁港管理者として把握しているところではございません。

今回の要求内容につきましては、これまでは予防のための消毒液などの設置を行ってきたところですが、それに加えて、いざ発症患者が船内で発見された場合には、ターミナル内において隔離ができるような措置をとりたいという要求内容でございます。

また、この写真につきましては、これはあくまで一般的な事例を載せているだけでございまして、このような対応をとるといようなところでございます。これは一般例ということで、ご理解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、これはやはり職員がマスクとか防護服をきちんと用意した上で、こういった部屋を用意するんだったら、私も理解できるわけございまして、そういった対応というのはこれからでもできるのかできな

いのか。そこはやっぱり用意した上で、こういった部屋を用意するんだったら理解できるわけですが、そこは用意できるかできないか、そこだけお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 職員の防護服等の準備につきましては、漁港管理者として準備をする予定はございませんが、医療部局のほうでは、そういったのが考えられているのではないかと、これは推測でございますが、少なくとも漁港管理者のほうとして、今後そういったものを準備するという考えはございません。

【山田(博)委員】 水産部長、漁港管理者として、こういった対策をしていながら、職員がした時に、管理者が知りませんよと、こういうことはいかんわけですね。これは、やはり新型コロナウイルス対策本部のほうにしっかりと協議をするようにしていただきたいと思っております。

なぜかという、水産部はできるでしょうと言ったけれども、管理者の県の職員なり市の職員なりが、船員さんがこういうふうになった時に、いろんな誹謗中傷なり、善意でやったことがいろいろありますから、そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。どうですが、水産部長。

【斎藤水産部長】 山田(博)委員おっしゃるとおりでございまして、どんな施設でもそうですけれども、施設ができて利用されないと、適切な利用が図れないというのはどうしようもなく、ハード・プラス・ソフトをやっていくというのは、これはすべての基本だと思っております。

ですが、当然、役割分担といったものがございまして、水産部といたしましては、こういったハード面を整備させていただいたというふうなことで、そこの中がきちんと詰まるようにするというのは当然のことでございますので、

私としても対策本部員になっておりますので、その場で発言等するなり、考えを深めていきたいと思えます。

【山田(博)委員】 時間が来ているので、一旦最後の質問にしたいんですが、水産物保管等支援緊急対策事業費とありますけど、これも、先ほどの学校給食と一緒に、国の指定品目に準じて設定するとありますけれども、長崎県の地域性を持ってやらないといけない。そうすると、今、部長は来たばかりで、大変勉強中、つまり、水産部には、今、次長が二人いるでしょう。いずれにしても、そういったところをしっかりと、品目も、関係漁業団体とか協議しながら、地域の方々とお話ししながらやっていただかないといけいなということを言っておきたいと思うんですが、川口次長、次長になったばかりだけでも、あなたに一言、見解を聞かせていただきたいと思うんです。

【川口水産部次長】 山田(博)委員おっしゃるように、長崎県にはかなり豊富な魚があります。そういう中で、我々もコロナの影響につきましては、当然心配しておりまして、県内各地の漁業者や漁協、それと市場関係者、加工業者、輸出業者等々に聞き取りを行いまして、現在、国が指定しております5品目どころではなく、ほかにも長崎県の特徴的な魚種もございます。そういうものにつきましては、今後、国の事業に乗るように、先ほど部長も答弁しましたように、国に対してもぜひ要望していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 頑張ってくださいよ、川口次長。あなたはなぜそこにいるかというのはわかるでしょう。ということで、頑張っていたきたいと思えます。

時間が来たので、一旦終わりたいと思えます。

【近藤分科会長】 ほかがございませんか。

【山下委員】 皆様におかれましては、新型コロナ対策に日々全力で当たっていただいておりますことに、心から敬意を表したいと思えます。

私は1点だけ質問させていただきたいんですが、資料2の漁港漁場課のほうで、漁港管理費の拡充ということで、一時隔離室を整備していただくということで、先ほどの関連でございますが、こちらに書いてありますとおりでございますが、これは、補正予算の絡みもあるんでしょうけれども、実際いつごろ各漁港に設置をされていかれるものなのか。一日でも早く、スピーディーに設置をしていただきたいと、そうすることが島民の安心につながるんじゃないかというふうに思うわけでございますが、そのあたりのスケジュール感がはっきりしておりましたら、お示しをいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

【橋本漁港漁場課長】 この対策のスケジュール感でございますけれども、予算が成立した後は、国に対して事業計画をつくりまして予算を要求していくわけですが、一番時間がかかると私もは考えておりますのは、資材の搬入、今回のパーテーションですとか簡易ベッドそのものの搬入に一番時間がかかると思っております。

その部分については、まだ詳細な調査はいたしておりませんが、メーカー等に尋ねて、至急納入してもらおうことにしておりますが、我々の事務手続が遅れないようにということで、既に、予算が成立した場合に備えて、それぞれの資材の見積もり等は取るように職員に指示をしております。予算が成立後、速やかに発注をしたいと思っておりますが、資材がどの程度納期がかかるかというところについては、まだ、今、調査中でございまして、はっきりここで何

カ月というお答えはできないんですけれども、コロナ対策でございますので、大至急取りかかって、各港に配備できればいいというふうに考えております。

【山下委員】ご答弁のとおり、大至急、速やかに設置をしていただきたいと思います。今お聞きするところによると、新たに資材を調達してというようなお話でございますが、例えば島内に中古品でも十分使えるものがあれば、そういうのを代替品として確保できるものがあればするとか、やはり臨機応変にスピードが上がるような考え方でぜひ取り組んでいただければと思っておりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

【八江委員】水産物学校給食活用推進事業ということでありますけど、先ほど県産の魚のことについてお話がありましたけど、例えば加工品ですね、練り物、俵物等は長崎県の一つの特産物であるし、相当の業種の方々が参加しておるし、長崎県で捕れた魚と、それを加工する業者、そしてまた、食べていただく小中学校生、そういったものに対する加工品というものがこの中に含まれておるのか。先ほどはお魚の話だけだったんですけど、その辺はいかがですか。

【吉田水産加工流通課長】学校給食に納入する際、卸業者なり学校給食会に納入する際は、水産物につきましては、基本、加工品で納入がなされております。鮮魚とか生ものというふうな納入はないようでございます。

品目につきましては、先ほど私から、あと、水産部長からも補足説明いたしました。今回の事業につきましては、品目が今のところ定められているという状況でございます。

【八江委員】加工品も長崎県水産物の大きな役

割であるし、学校給食はそれでいいと思いますけど、もう一つは、病院食の中に水産物の加工品というのが相当使われているし、納品等についても、結構その量というのは必要ですし、また、そういったものに対する支援も必要なところじゃないかと思っておりますので、学校給食という限られたものじゃなくて、そういったものまで対象者が拡大できないのか、そういったものは全く検討してないんですか、お尋ねします。

【吉田水産加工流通課長】今回、ご提案させていただいております事業につきましては、あくまで緊急支援ということで、国が出されたスキームを急ぎ活用してやるということで、その対象が小中学校というふうに国のほうから指定がございましたので、それについて提案をさせていただいております。

おっしゃられました福祉関係とか、それ以外、水産物をたくさん扱っていただいているところがございまして、これにつきましては、かねてより物産あたりが窓口になりまして、農林水産全部が参画した中で、例えばマッチング会みたいなのを過去もやってきておりますし、あらゆるそういう手段を使いながら、そういったところとも連携はしていきたいと考えております。

【近藤分科会長】よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

引き続き農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、3時35分に再開いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 3時22分 休憩

午後 3時35分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【綾香農林部長】 農林部長の綾香でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日出席しております農林部関係の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【近藤分科会長】 それでは、これより審査に入ります。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案の説明を求めます。

【綾香農林部長】 農林部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

それでは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金3億9,793万円の増、合計3億9,793万円の増となっております。

歳出予算は、農業費4億1,863万円の増、畜産業費2億6,039万8,000円の増、合計6億7,902万8,000円の増となっております。

2ページをお開きください。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

（国庫支出金について）

県内農畜産物消費拡大対策事業等にかかる国庫補助金の増に伴い、国庫支出金3億9,793万円の増を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

（県内農畜産物消費拡大対策事業費について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県内農畜産物の需要が減退しており、花きをはじめ県産農畜産物の消費拡大対策を支援するために要する経費として、県内農畜産物消費拡大対策事業費6,145万円の増を計上いたしております。

（農林振興費について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、単価が下落している県産牛肉等の需要を喚起し価格の安定化を図るため、県内小中学校等の学校給食用食材として県産牛肉等を提供するために要する経費として、農林振興費3億5,718万円の増を計上いたしております。

（肉用牛経営体質強化緊急支援事業費について）

新型コロナウイルス感染症拡大で肉用牛の枝肉価格が下落する中、肥育牛経営強化計画を策定した意欲ある生産者の経営体質強化を支援するために要する経費として、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費2億6,039万8,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、農産園芸課長より、補足説明を求めます。

【川口農産園芸課長】農産園芸課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

資料掲載分が、今回補正予算で計上しております農産園芸課分の事業でございます。

事業の具体的な内容を説明いたしますので、2ページをご覧ください。

県内農畜産物消費拡大対策事業費について、ご説明いたします。

県内農畜産物消費拡大対策事業費につきましては、国庫事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減退している花きをはじめとした県産農畜産物の消費拡大対策の支援に要する経費として、6,145万円を計上いたしております。

具体的には、県内の主要な駅や空港、港、庁舎等へのフラワーアレンジメント常設、展示コーナーの設置支援や、県内小中高校等への花束、花壇苗の贈呈、消費者が家庭で花を購入できるようなWebサイトの構築など、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている花きの需

要喚起を図る取組を支援するとともに、県内農畜産物の消費拡大に係るテレビコマーシャルの制作、広報に要する経費について支援しようとするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、農産加工流通課長より、補足説明を求めます。

【長門農産加工流通課長】私のほうから、農産加工流通課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の3ページをお開きください。

資料掲載分が、今回補正予算で計上しております農産加工流通課の分の事業でございます。

事業の具体的な内容についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

長崎県産牛肉等学校給食活用推進事業費について、ご説明いたします。

長崎県産牛肉等学校給食活用推進事業費につきましては、今回の補正予算におきまして国庫事業を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、単価が下落している長崎和牛等国産牛肉等の需要を喚起し価格の安定化を図るため、県内小中学校等の学校給食用食材に長崎県産牛肉等を提供する経費の助成として、3億5,718万円を計上しております。

具体的には、牛肉につきましては、県内の小中学校等537校の生徒・教員11万7,000人の学校給食において、長崎和牛等の県産牛肉を1人1食当たり100グラム、100グラム当たりの単価を1,000円、年間3回を上限として提供するとともに、子どもたちに長崎和牛のおいしさ等を伝えるための取組に対する経費を助成しようとするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、畜産課長より、補足説明を求めます。

【山形畜産課長】畜産関係の事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料の5ページをご覧ください。

今回、畜産課の補正予算として計上しておりますのは、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費の1件で、2億6,039万8,000円を計上いたしております。

事業の概要について、6ページをお願いいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、肉用牛の枝肉価格が下落する中、生産継続や体質強化に向けた肉用牛経営強化計画を策定した意欲ある生産者の取組を支援するものであります。

まず、1の肥育生産支援にかかる分析体制の整備につきましては、右上の囲みの中に記載しております新型コロナウイルス対策として、国が実施いたします肥育牛経営等緊急支援対策事業により、畜産農家が作成します肥育生産の計画に沿って、下のほうに取組メニューというのがございますけれども、このメニューに2つ以上取り組んだ場合に、出荷頭数に応じて2万円等を交付することとしておりまして、この経営の体質強化に取り組む際に必要となる飼料分析や血液分析等の実施を支援できるように、県の検査体制等を整備するものであり、その経費として3,155万4,000円を計上しております。

(2)の体質強化を実施した畜産農家への支援につきましては、経営の体質強化に取り組む生産者に対し、先ほど説明いたしました国の支

援に加え、出荷頭数1頭当たり1万1,000円を県において支援するものであり、要する経費として、2億2,084万4,000円を計上いたしております。

畜産課関係は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、幾つか質問させていただきます。

まず、長崎県産牛肉等学校給食活用推進事業費とありますけれども、これについてお尋ねしたいと思うんですが、そもそも長崎県の中で、肉類が学校給食にどれくらい取扱いされているかというのを把握されていると思うんですが、まず数値を述べていただけませんか。

【渋谷農林部次長】畜産物全体で言うと97.3%となっております。牛乳が100%、牛肉が20.4%、豚肉が90.8%、鶏肉が73.5%となっております。これは重量比となっております。

【山田(博)委員】これは県内の学校給食を調べたんですか、全体ですか。もう一度答弁いただけますか。

【渋谷農林部次長】県体育保健課が県内の学校給食を調べたものとなっております。

【山田(博)委員】これは県内の学校給食で、私がこれを体育保健課に聞いたら、長崎県の学校給食会で県内産の肉類の取扱量というのが、豚肉、鶏肉、加工品を含めて大体128トンあって、そのうちどれだけ使っているか、10トンしか使っていないと、約8%ということで聞いていたんですが、これと数字がちょっと違うんですけど、

じゃ、牛肉も使っていたということで理解していいんですね。

【渋谷農林部次長】この調査というのが、県体育保健課のほうで11月と2月の各5日間ずつやったサンプル調査の中で、牛肉は使っていたということが判明しております。

【山田(博)委員】体育保健課が私に出していた資料と違うので、後で確認をさせていただきたいと思います。

それでは、長崎県産牛の学校給食でありますけれども、これは牛肉等となっていますけれども、牛肉以外も考えているのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

【長門農産加工流通課長】本事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により需要が落ち込んでいる品目について対象を考えております。

具体的に国から示されている事業が、今、牛肉と地鶏肉、それと贈答用に利用されている果実類、こういったものを学校給食に提供できないかということで事業の構築が進められているとお聞きしております。

この国の補正事業にしっかり取り組んでいきたいということでありまして、現在、国の補正予算で詳細な事業内容が示されているのは牛肉のみということですので、今後、国から詳細な事業内容が示された後、本事業の中で取り組めるよう、品目については取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】じゃ、そういうことでね。

県内の牛肉の枝肉の価格が大変落ち込んでいるので、豚肉もありますし、そういったことを踏まえて適切に、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それで、長崎和牛に対する理解を深める上で、

小中学生に向けたパンフレットの作成ということで、先ほど水産部のほうには、「ステイ・ホーム（おうちにいて）」と小池さんが言っていますので、この機会に家族の絆を深める上でも、保護者とかに、ぜひお子さんと一緒に、牛肉のおいしさというのをどういうふうにPRしたらいいか、家族でのレシピを募集したりとか、感想文とか、食事風景とかいろいろしながら、そういったのをこの機会に、パンフレットの作成にはしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

印刷会社をお願いしてするんじゃないくて、幅広く、こういう機会ですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、これについての答弁は、どなたがされるんですか。

【長門農産加工流通課長】今回のパンフレットにつきましては、まず、長崎和牛のおいしさを伝えていきたいというふうに考えておりましたが、委員ご指摘の中で、例えば食べ方とかもございます。こういったものをパンフレットに入れられるかどうかというのも検討しつつ、例えば農業団体、生産者で長崎和牛銘柄推進協議会というのを立ち上げております。この協議会の中で、今、インスタグラムを使って、その料理を情報発信するようなども考えているところとございまして、例えば子どもたちと一緒になってつくってもらった料理の写真を送ってもらうとか、そういった事業に取り組めないかというところも考えてまいりたいと思えます。

【山田(博)委員】ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思えます。

続きまして、県内の農畜産物消費拡大対策事業費とありますけれども、この中に部長説明は、「花きをはじめ県産農畜産物の消費拡大」と書いてありますけれども、資料では、花きの活用

拡大というので、それは大いに結構なんですけれど、ほかの品目もやはり対象にすべきじゃないかと思うわけでございますね。ただでさえ、お茶農家とか大変厳しいところも多いわけですから、そこを学校のほうに、これからお茶の効能を深めながら提供したりとか、そういったのを踏まえて幅広くやっていただきたいと思うんですが、それはいかがですか。

【川口農産園芸課長】今回のこの事業につきましては、特に価格の低迷等を受けている花きを対象として事業を実施するところでございますが、委員ご指摘のとおり、ほかの作物でも、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けているものがございましたら、様々な角度から検討しながら、需要拡大の対策を支援してまいりたいと考えております。

また、従来事業の中にも、県産茶の需要を喚起する施策もございますので、長崎県の茶業振興協議会とも連携しながら進めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】そもそも今回、私は水産部のほうでは聞かなかったんですけれど、ふるさと納税の品目も、やはり本来であれば、消費拡大で商品のアイテムとか何かをいろいろと検討すべきじゃないかと思うんですけれども、農産園芸課長、それはどうなんですか。そういったのは得意でしょう、あなたは。違いますか。あなたならできるんですよ。私は期待しているんです。その見解を、あなたが担当かな。違っていたら、ごめんなさい。どなたが担当かわかりませんが、お答えいただけませんか。

【川口農産園芸課長】委員ご指摘がございましたが、県産の農産物については、市町、県も含めましてふるさと納税の品目に掲げているところでございますし、今後も、そういったものに

ついては、積極的にアピールの場として活用していきたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひ頑張っていただかないといけないんですよ。ここぞとばかりふるさと納税に、改めてしっかりと取り組む姿勢が必要だと思っておりますね。いいですか、川口課長、期待して言っているんです。

続きまして、肉用牛経営体質強化緊急支援事業とあるんですが、これは肥育農家をやっているんですね。それで、国は肥育農家は確かにやっておりますけれども、子牛のほうはうたっているわけですね。今回は、県は肥育の予算を計上しておりますけれども、子牛のほうの対策というのはどのように考えているのか。

その中で、今あえて言いますけれども、雌牛導入事業とありますね。あれは、今までは子牛価格が高いから、県外から購入も認めていたんです。ここに至っては、要綱を見直して、県外はだめですよと、県内の子牛でしっかりと対応していくという方向性を見出さないと、今、下落傾向だから、これは歯止めをかける上でも、雌牛導入事業というのは、県内産牛に限るところまでやっていかないと、あらゆる手段をやっていかないといけないんです。私はそう思うんですが、その2つに対して見解を聞かせていただきたいと思います。

【山形畜産課長】まず、子牛の価格に対する支援をしないのかというご質問だと思います。

肉用子牛、繁殖経営の経営安定対策といたしましては、肉用子牛生産者補給金制度というのがございます。黒毛和種の場合でありますと、全国の四半期ごとの子牛価格が補償基準価格というのがございまして、54万1,000円でございますけれども、これを下回った場合、もう一つ、合理化目標価格というのがありまして、それが

42万9,000円ですけれども、ここの平均価格が下がった場合は国が全額見ると。それから、さらにその合理化目標価格を下がった場合は、その9割を国と県、生産者で積み立てた財源からさらに交付をされるという制度がございますので、まずは、その制度をしっかりと運用していくということがあります。

なお、子牛価格というのは、肥育農家の経営状況と連動して動いていきますので、そういうことから、まずは国の取組に合わせて肥育経営対策、牛肉の需要拡大にしっかりと取り組んでいくということにしたところでございます。

それから、家畜導入事業は県内の市場からの導入にすべきではないかというご意見につきましては、ごもっともな意見だと思っております。今後、関係機関の意見を聞きながら、ほかの方策もあるかもしれませんけれども、市場の活性化につながるような方策を検討していきたいと思っております。

【山田(博)委員】今、畜産課長が、肉用牛の子牛価格に関して対策としていろいろ制度があると言われましたけれども、国には実際、そういった肉用牛流通円滑化等緊急対策とか、離島等の子牛の流通化活性化支援事業があるじゃないですか。今回載せてなかったのは、後から予算づけで来るのか、そういうことで載せなかったんですか。

繁殖農家の方々が、今回の委員会でこういった制度が審議されるのか注目しているんですよ。この中で、長崎県はどちらかというと、繁殖農家が多いんです。その予算が、今回計上されていないというのはどういうことかということなんですよ。そこを、なんで今回、それが計上されてなかったのかというのを、きちんと畜産課長、見解を聞かせていただきたいと思っております。

【近藤分科会長】予算に合うような形で説明してください。

【山形畜産課長】今、山田(博)委員のほうから、国のいろんな支援対策についてご説明がありました。肉用子牛につきましては、流通円滑化等緊急対策ということで、一つには、例えば家畜市場が、新型コロナの関係で開催できずに、競りを延ばさなきゃいけないといった時には、それにかかる割増経費、飼料費とかかかりますから、その分を国が支援しましょうという事業、あと、離島の子牛、長崎県は離島が多くて、購買者の方が離島まで行かなきゃいけないんですけれども、そのときに購買者の方が離島の子牛を買ってそれを運ぶ運賃の助成を、今、国が3分の2の助成をしていますけれども、それを10分の9まで上げるということになっております。

この事業につきましては、県を通らない事業で、生産者団体のほうを通じて、直接生産者なり購買者のほうに行くという形になっておりますので、予算計上しておりません。

【山田(博)委員】そういったことは大事なことから、畜産課長、今日、委員の皆さん方もいい機会になったと思いますが、そういったことだったんですね。よかったら、事前に説明しておいたほうがいいと思います。

これはなぜかということ、長崎県は繁殖農家が多いんですよ。だから、今回、予算計上してなくても、この中にはこういったことがありますということに掲載すべきじゃなかったかというのを指摘させていただきたいと思っております。

最後に、大きく2つだけお尋ねしたいと思うんですが、今回、大学によっては、大学生の生活が大変だということで、生活応援の支援費として出しておりますね。県内の大学でも出しておりますけれども、農業大学校のほうは、生徒

たちの、今回、私も農業大学の卒業式、入学式に出たけれども...

【近藤分科会長】 山田(博)委員、今日は議案の審議ですから。

【山田(博)委員】 それに入っているかどうか、聞きたいんです。入っていないですか。そういったのも、今回、予算に入れてなかったんですか。検討したけれども入れなかったのか、それをちょっとお尋ねしたいと思っております。

【渋谷農林部次長】 今、大学等で一部給付金があるという情報は入っているんですけども、現在のところ、県の農業大学で給付金等については検討していないという状況にあります。

【山田(博)委員】 私は、農林部として、国に対して、今回はいい機会だったから、農家の方々の所得が減少している中で、こういった議論も、本来だったら国に対して上げてすべきだったんじゃないかと。さっきの子牛と一緒にですよ。私はそれを言っているわけでごさいますして、今回、産業労働部のほうで緊急雇用の中で、各部にいろんな臨時職員がありませんかというふうことで上がったけれども、農林部も水産部もなかったわけですね。私は、農林・水産試験場とかなんかでも、そういったのが本当になかったのかと思っているわけですよ。そこはなかったということで上がっておりますから、今回の緊急対策におきましては、もうちょっと時間があればできたんじゃないかと思うんですが、時間が来たから、一旦終わりたいと思います。

今回のこの委員会というのは大変重要な委員会だから、私はこう思うんです。それで、一旦終わりたいと思います。

【吉田農林部次長】 ただいまの山田(博)委員のお話ですけども、今回、産業労働部の緊急雇

用事業につきましては、間接事業であります、林政課のほうから、林業事業体雇用確保対策事業ということで、100名の雇用ができないかということで、事業の提案をさせていただいております。

それから、農業関係の雇用につきましては、先ほどありました国の直接事業がありまして、都会のほうから来られた方を採用する場合の賃金の差額でありますとか、宿泊費、研修費、こういったものを国の直接事業としてみられるような制度がございますので、それを活用して、できるだけ労働力の確保に努めていきたいと考えております。

【近藤分科会長】 ほかがございませんか。

【八江委員】 県内農畜産物消費拡大に対する事業費ですけども、特に花きの活用拡大の取組については予算を計上しておりますし、活動についてはありがたいことだと思っておるのは、3月ぐらいの卒業式、あるいは4月の入学式等がありましたけれども、ほとんど学校の休校の関係もありまして、今まで使っておったものが皆無の状態になってきたということであります。企業の自粛などにつれて、お祝い事がなされていないということ。冠婚葬祭の中でも、そういったことが大きく影響しておる関係で、花の需要が低下をしておるということ。生産は、見越してつくっておったものが、今のよう状況になってくると、生産はできても価格は下落してしまっただ。そういう意味では、もっともっとこうやっていただきたいということも思います。

国会でもよく言われるように、特に花の時期は、過ぎれば終わりですから。果実その他のものについては、加工その他ができるものもありますけれども、花は開花してしまえば全て終わり。桜みたいに花が散ってしまうほど早くはありま

せんけれど、そういったものもあります。

ですから、これはぜひ救っていただきたいことが一つあります。特に、コロナになった時点で一番、今から特に影響が大きいのは、母の日を迎えるカーネーションなどは端的なものです。だから、それを救うためには、全体的なカバーをしていかなければなりませんけれども、生産者が各部会等で活動していただいております。

キク、あるいはトルコギキョウをはじめいろいろありますけど、そういう部分の中で生かされるものはしっかり生かしていただきたいということで、ここに駅、港、庁舎等へのフラワーアレンジメントの常設、あるいは小中学校への花束、苗の配布、こういったものをもっともつとできないかなと。ここに書いている以外のこともできないかなという思いはありますけれど、こういうものでは少し不足するんじゃないかと思っ質問しているし、また、花き振興協議会の主管で事業がされるもの以外にも、もっともつとあるんじゃないかという思いを持っておりまして、そのことについてはどのようなお考えでこれから進めていかれるのか、このことは的確に進めていただきたいと同時に、もう少しこれからは出てくるものが多くなってくるんじゃないかと思っておりますけれども、その対応についていかがですか。

【川口農産園芸課長】ただいま委員からご指摘をいただきましたとおり、とにかく花に触れ合う時期を増やすべきと考えておりまして、駅、庁舎等へ、このフラワーアレンジメント常設コーナーを展示いたしまして、購入の需要の喚起をまずしっかりとしていきたいと思っております。

また、小中学生、特に小学生に花束を配りま

して、その小学生が家に持って帰っていただいて、こういう時期でございますので、家庭の中を明るくしていただいて花の需要を喚起する。

特に、今、委員のご指摘もありましたが、人が集まるというのがなかなか困難でございますので、花屋さんに花を買いに行くということもなかなか難しいということがございます。したがって、都会のほうではよく行われているWebサイトを活用して定期的に購入する、毎月定額で花束が家に届くようなシステムづくりをしっかりと行いまして、これまでとちょっと違って、人と人が出会わずとも花が購入できるような仕組みづくりを行っていききたいと思います。

また、これに加えて県庁内での販売も、今月につきましては「母の月」ということですので、8日と22日には、県庁内でも花束を販売するなど、県の職員といたしましても、花き農家さんをしっかり応援してまいりたいと考えております。

【八江委員】今、お話があったように、県庁でも販売されるということですが、職員の皆さん方ですね、できれば、今、1束500円か1,000円というもので各企業、あるいは団体等で推進をしておられる向きもあります。そういうことから、PR等を含めて、県下の行政団体といったところに対しても、もう少し活動ができるように。そして、また、明るい社会を迎えるためにも、ぜひひとつ花で飾っていただきたいという思いがありますので、こういう活動をぜひお願いをしておきたいと。できれば、県庁に5,000人おれば5,000束、何とか目標に頑張っていたきたいと、このように要望しておきたいと思っております。

また、もう一つ、持続化の給付金のことについては、国のほうが、まだしっかりとの方針

等を決めてないということですけど、これは企業のなもののように見受けられますけれど、業種は関係なしと、個人、会社、会社というのは事業法人ですね。今は、花の関係はほとんどが法人化されていると思うんです。そういったところでは、申請次第では200万円、あるいは個人事業者は100万円という支援ができる状況にあるんじゃないかと思います。そのかわり、手続が非常に厳しいので、もっと簡素化された手続ができるようなことは農林部としてもしっかり考えていただきたいと思うんです。それから、それを推進する構えが必要だと思いますけれど、その点だけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

【綾香農林部長】今、委員がお話いただいた持続化給付金、これは農家個人でも、法人でも受給資格がございます。

ただ、先ほどお話があったとおり、手続とか記載要領とかが、今のところ難しいと、農家の皆さんは感じておられる節がございますので、明日の午後、成立した予算も含めまして、この持続化給付金も含めまして、農林関係の市町、農協の担当職員にテレビ会議で制度の説明をいたします。そして、その後に、農家さんが書き方に困ったりとか、内容がわからない時には、県下の普及指導員のほうに相談いただくと、しっかりその辺をアドバイスするような体制をとっていきたいと思っておりますので、今後も農家に寄り添った対応をやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

【八江委員】ぜひひとつ、今のようなことで、手続を簡素化して、とにかく本人に届くようにしていただきたいと。

それと、先ほど話がありましたように、我々が提唱するように、明るい社会を、コロナが終

わって明るいものをつくり上げるためには、花が一番いいことだと思いますので、花を存分に使っていただくようお願いして終わりたいと思います。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時13分 再開

【近藤分科会長】分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の案件の審査は全て終了しました。

これをもって、予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時14分 閉会

委員長（分科会長） 近 藤 智 昭

副委員長（副会長） 中 村 一 三

署 名 委 員 浅 田 ま す み

署 名 委 員 坂 本 浩

書 記 馬 場 雄 志

書 記 川 野 義 治

速 記 (有)長崎速記センター